（明治二十五年五月六日遞信省認可）

# REVUE DE LA PÉNITENTIAIRE DU JAPON

# 大日本監獄雜誌

明治廿五年九月發兌

每月壹回發行

第五拾貳號

（明治廿五年五月六日遞信省認可）


## ●緊急廣告●

在文科大學　神谷四郎譯

### ○出獄人保護指針

全壹冊紙數四十頁

豫約の申込五百部に滿つれは直ちに刊行す定價金五拾錢

豫約價金貳拾五錢

目錄概略、緒言、サレー出獄人保護會社の處務方法、出獄人保護に關する獄内の揭示、保護の方法、点銀の管理、囚徒の選擇、事業表調製、會計主幹、重罪囚陸軍囚徒及女出獄人の保護、勤業寄留所、貴女監獄訪問會、女出獄人寄留所、出獄人寄留所及出獄人保護會社一覽表

本書は大日本監獄協會雜誌第二十三號より第四十三號に至る間、附錄として數回刊行したるものにて原書は西曆千八百八十八年英國ロンドン府感化審隱協會の出版に係り編輯者は英國感化寄隱協會應務委員同國中央出獄人保護會社幹事マヂソン氏にして出獄人保護の事業に付きて實驗上最も效驗多き方法の要旨を簡明に記述し以て此事業に從事する者の取るべき方向を示し且つ此事業に關する最新の著書なり而して其材料は首として諸出獄人保護會社の事務報告及び久しく此業に從事して經驗に富みたる人々の論說に在り其書は僅々數十頁の一小冊なれども英國出獄人保護事業の粹を集めたるものなれは我國の獄事家たる諸君にして能く之を讀み能く之を消化して實際に施さは其益豈少かるべけんや出獄人保護の事は目下の急務にして且つ困難なる問題なれは今回更に弊書院に於て取纏め一冊として出版致候間續々豫約御申込被下度候

牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年七月　臨池書院



大日本監獄雜誌

定價　一册　●金七錢　全國無
半年分（六册）●金四十二錢
一ヶ年分（十二册）●金八十四錢　遞送料

廣告　（五号活字二十五字詰一行ニ付）　但交換廣
十行以下一六錢二五錢五厘　告ハ一切
十一行以上一圓五錢五厘　圓五錢
卅一行以上一分五錢　上四錢五厘　謝絕ス

明治廿五年八月二十日發刊

發行兼編輯者　東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地　佐野尙
印刷者　東京市淺草區黑船町廿八番地　寺井宗平
印刷所　東京並木活版所
賣捌所　東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
仝　臨池書院
其外各書店

# 大日本監獄雜誌第五十一號目次


○李國內務省獄務顧問博士クローチ氏の肖像

◎官　報
○三　件……一

◎論　說
○監　獄　論…（第九）……法學士畑良太郎……二
○犯罪豫防策…（承前）……加地鈔太郎……五
○北米合衆國監獄制度の發達に就て…（承前）…法學士石田氏幹……七

◎問　答
○獄事雜　問……一〇

◎獄事金言
○十　二　件……一

◎飜　譯
○歐米監獄沿革史…（承前）……在文科大學神谷四郎譯……一二
○勞力を利劃と爲すの不可なるを論す……久野三吾譯……一五

◎雜　錄
○初犯囚は監獄中の別世界に置くへし○衣類の取換日並に洗濯日の規定を望む○監獄署長監獄支署長の着服○監獄署及支署には官舍を要す○監獄作業中分業の注意○小說類似の書籍は看讀を禁すへし○書籍の看讀に付ては個人的の關係を省察するを要す○數罪俱發短期刑四等の假出獄○獄事に關する雜誌類は愈〻益〻多からんことを望む○府縣監獄醫及監獄教誨師の位置及俸給○改て獄務規則の發布を促かす○給與工錢の利子○假出獄上申の時期○製品の代價

◎批　評
○五　件……一一

◎寄　書
○總因的教誨……一八

◎通　信
○原胤昭君の書翰と米國醫學博士ジョン、シー、ベルリー氏の演說○神奈川縣看守教習所に於ける佐野尙武氏講話筆記○教誨方法の改良○精勤證書授與○看守教習

◎小　說
○獄事小說佛老爺……三四

◎廣　告

# 大日本監獄雜誌第五十二號目次

◎官　報
○六　件……一

◎論　說
○監　獄　論…（第十）……法學士畑良太郎……二
○犯罪豫防策…（承前）……加地鈔太郎……五
○北米合衆國監獄制度の發達に就て…（承前）…法學士石田氏幹……七

◎問　答
○獄事雜　問……九

◎獄事金言
○五　件……一二

◎雜　錄
○滯獄日數○老看守○押丁全廢○教務所の設置に就きて○看守採用試驗科目中作業の試驗科目を加へられんことを望む○閉室屏禁室監室は必す一房一棟に爲すへし

◎飜　譯
○歐米監獄沿革史…（承前）……在文科大學神谷四郎譯……一四

◎說　叢
○四　件……一六

◎批　評
○二　件……一七

◎寄　書
○服務上の疑問○刑を宣告する前には必す原籍氏名年齡及前科の取調を望む○監獄は先つ地盤を改めよ

◎通　信
○海外通信、米國に於る監獄教誨師の位置○萬國監獄刑法協會○看守教養○精勤證書授與○分課改正○三進集治監并九州沖繩各縣獄事會決議錄（承前）○追加倉案送別會○獄事家懇話會○西公使の談話

◎獄事彙報
○三十一　件……三一

◎小　說
○獄事小說佛老爺……三七

◎統　計

◎廣　告

# 大日本監獄雜誌第五十二號

## 官報

●敘任及辭令

任兵庫縣典獄　長野縣典獄正八位　櫻井高尙

任長野縣典獄　長野縣警部　五十嵐小彌太

非職ヲ命ス　兵庫縣典獄　下見重愼

北海道廳監獄書記　伊東簡太郎

北海道廳監獄署熊田支署會計主務官代理ヲ免ス

北海道廳看守長兼監獄書記　片岡義道

北海道廳監獄署根室支署會計主務官代理ヲ免ス

●監獄署移轉　鳥取縣監獄署ハ從來鳥取市東町ニ設置セシモ今般高草郡海德村大字古海村ニ新築落成セシニ付キ同所ヘ移轉セリ

●監獄支署廢止　北海道廳ニ於テハ告示第四十六號ヲ以テ北海道廳監獄署磯山、江差、壽都ノ三支署ヲ本年六月三十日限リ廢止シタリ

●獄務會　島根、宮城二縣ニ於ケル獄務會ノ景況左ノ如シ

島根縣ニ於テハ各監獄支署長ヲ監獄署ニ召集シ六月二十三日ヨリ獄務會議ヲ開設シ獄務上ノ要件ヲ議了シ同月二十九日閉會セリ○宮城縣監獄署ニテハ獄務取扱上協議ノタメ七月十五日ヨリ宮城集治監典獄八木秀太郎、福嶋縣典獄林慈、秋田縣典獄白上俊、巖手縣典獄松江重久、宮城縣典獄中村中、來縣中ノ北海道集治監典獄大井上輝前等會同シテ協議會ヲ開キ議題四十七件ヲ議了シ同十七日閉會セリ

●看守教習卒業　北海道集治監本分監ニ於ヲ看守教習科目ヲ卒業シタル人員ハ北海道集治監ニ於テハ三十五名ニシテ八月七日卒業證書ヲ授與シ網走分監ニ於テハ二十三名ニシテ七月三十一日卒業證書ヲ授與セリ

外務省試補　畑良太郎君

任奏際宮試補、賜二級俸、澳國在勤ヲ命せらる

佐賀縣監獄書記　兵藤輝美夫君

經理課兼庶務課勤務ヲ命せらる

佐賀縣監獄書記　宮原貞雄君

經理課兼作業課勤務ヲ命せらる

佐賀縣監獄醫　森研次君

醫務所長ヲ命せらる　佐賀縣監獄書記　宮原貞雄君

教務所長ヲ命せらる　仝　教誨師　有馬清信君

依願、教誨師ヲ免せらる　宮崎縣教誨師　筑波諦教君

警守課長兼作業課長ヲ命せらる　佐藤元次郎君

大分縣監獄書記兼看守長　安藤末次郎君

大分縣監獄書記ニ叙任、七級俸ヲ給與せられ庶務課長兼經理課長ヲ命せらる

奉守課勤務を命せらる　大分縣看守長　近山　安則君
大分縣監獄書記　岡　傳藏君
經理課兼庶務課作業課勤務を命せらる
大分縣監獄書記　飛高　秀藏君
作業課兼經理課勤務を命せらる
警守課勤務を命せらる　大分縣看守長　須藤　道國君
庶務課勤務を命せらる　仝　監獄書記　野口　重正君
教務所長を命せらる　仝　教誨師　大在　芳連君
醫務所長を命せらる　仝　監獄醫　小野　匡君
三重縣監獄書記　鈴木　保忠君
監獄署庶務課長兼經理課長を命せらる
三重縣看守長兼監獄書記警守課長　松岡　尙隆君
監獄署作業課長兼務を命せらる
三重縣監獄書記　太田　彌三郎君
監獄署庶務課兼作業課經理課勤務を命せらる
三重縣監獄醫　山內　夔順君
監獄署醫務所長を命せらる（津監獄支署兼務如故）
三重縣監獄醫　白井　亦太郎君
仝　加藤　鐵三郎君
監獄醫務所勤務を命せらる（津監獄支署兼務如故）
三重縣教誨師　武內　義淵君
監獄署教務所長を命せらる（津監獄支署兼務如故）
三重縣教誨師　蓮井　皆乘君
專ら上野監獄支署勤務を命せらる
栃木縣監獄書記　梅村　寬逸君
庶務課長兼經理課長を命せらる
警守課長を命せらる　栃木縣看守長　柴邨　敬直君
作業課長を命せらる　仝　監獄書記　三浦　貫君
醫務所長を命せらる　仝　監獄醫　井上　虎丸君
仝　教誨師　齋藤　吉英君
教務所長を命せられ月俸拾五圓を給與せらる
井上　圓純君
栃木縣教誨師に任せられ月俸拾圓を給與せらる
依願、教誨師を免せらる　岐阜縣教誨師　荻野　廓龍君
岐阜縣教誨師に任せらる
島根縣監獄書記　佐藤　久恒君
經理課長兼庶務課長を命せらる　引野　長司郎君
警守課長を命せらる　島根縣看守長　山崎　幹君
醫務所長を命せらる　島根縣監獄醫　環君
教務所長を命せらる　島根縣教誨師　佐川
作業課長を命せらる　島根縣監獄書記　佐々木俊三郎君
仝　渡邊　友次郎君
庶務課兼經理課勤務を命せらる

## 論說

### ○監獄論　第十

法學士　畑　良太郎　東京



第三章　獨乙以外ニ於ケル顯著ナル保護協會

甲　佛國

同國ニ於テハ一千八百十九年ノ勅令發布以來漸次保護協會ヲ設立スルニ至リタルモ單ニ囚徒ノ道德上ノ改良ヲ以テ其義務ト爲スニ止マリ充分ニ其効ヲ奏スル能ハサリシナリ而レトモ同國政府ハ一千八百四十八年ヨリ同七十年ニ至ル二十二年間從來ノ協會ヲ保護シ尙進ンテ新保護協會ノ設立ニ勉メタリ又此年代ニ於テハ一私人ニシテ此事業ニ盡力スルモノ頗ル多ク當初其保護スル所ノモノハ唯丁年未滿者及ヒ婦女ノミナリシカ漸次擴張シテ成年男子ニ至ル迄尙之ヲ保護スルニ至レリ然レトモ尙未タ完全ナル組織ヲ有スルニ至ラサリシカロピン氏及ヒラマーク氏ノ起テ力ヲ此事業ニ盡セシ以來大ニ其面目ヲ一新シタリ即チラマーク氏ハ一千八百七十一年巴里ニ於テ「ソシエテー、セネラール、ヅー、パトロネートヂ」ト稱スル保護協會ヲ設立シ曾ニ出獄者ノ直接保護ニ止マラス保護協會ヲ全國ニ設立シテ之カ中央機關タラシコトヲ勉メ其効果頗フル良好ナリシナリ已ニ一千八百七十五年ニ於テ政府ヨリ特別認可ヲ得全國ノ各州ニ通信局ヲ設立スルノ企圖ニ對シテ保護ヲ受ケ又一千八百七十七年以來各保護協會ニ分與スル爲メ國庫ヨリ二万法ノ支出ヲ仰キタリ而シテ巴里ニ於ケル保護事業ハ其成蹟最モ顯著ナルモノナリ一千八百八十五年ノ年報ニ據レハ男女兩囚ノ出獄者千二百四十一名中半ヲ貧院ニ半ヲ他ノ方法ニ依リ之ヲ保護シタリ而シテ政府ノ保護金ハ二千フランクナリ又各州ニ於テハ巴里ノ協會ヲ摸範トシテ多數ノ支部協會成立セリ

乙　和蘭

同國ニ於テハ一千八百二十四年ニ一私人ノ創立ニ係ル保護協會アリテ多數ノ小協會ヲ統轄セリ而シテ此小協會ハ年々代理員ヲ總會ニ派出シ會長ヲ撰任シ事務施行ノ方針ヲ議決ス同協會ハ其經費ヲ會員ノ出金ニ仰キ且ツ各支部ノ保助金ニ賴ルモノトス又各大都ニ於テハ貴女ノ協會アリテ婦女ノ出獄者ニ對スル保護事業ヲ行フモノ尠ナカラス

丙　瑞典諾威

瑞典國ニ於テハ國王オスカ！ルノ監獄改良犯罪撲滅ニ必要ナル諸般ノ設計及ヒ出獄人ノ保護等ニ關シ非常ニ奬勵ヲ加ヘタルカ爲メ其進歩頗フル著シク一千八百七十九年設立ノストックホルムノ保護協會ノ外各處ノ都府ニ十二個ノ保護協會アリ又女囚ノ出獄者ニ對スル二個ノ貧院ストックホルムニ在リ

諾威國ニ於テハ八個ノ保護協會アリテ中二個ハクリスチヤニヤニ其他ハベルゲン及ヒドロントハイム等ニ各一個宛アリ又瑞典國ニ於ケル保護協會ハ其收入ノ不足ニ伴ヒ無限ノ國庫ノ補助ヲ仰クト雖モ諾威國ニ於テハ其補助金ニ一定ノ制限アリ

丁　瑞西

同國ニ於テハ一千八百十八年ニゲレフニ於テ委員ヲ撰定シ囚徒ノ道德上ノ改良ヲ圖ラシメシコトアリシカ爾後一千八百二十五年ニ至リ遂ニ完全ナル組織ヲ設ケテ出獄人ヲ保護スルニ至レリ然レトモ其保護協會トシテ成立シタルハ一千八百三十七年ワード州ノ保護協會ヲ以テ其嚆矢トス此協會ノ一タヒ出ツルヤ之ヲ模範トシテ設立スルモノ其數頗フル夥多ナリシナリ而シテ是等協會ニハ出獄人ニ對シテ法律上强制執行スルモノト否ラサルモノトノ二種アリチユーリヒニ於ケル保護協會ハ一千八百五十七年ノ設立ニ係ルモノニシテ其發達非常ニ著シク保護ノ成蹟頗フル良好ニ一千八百六十四年以來十二ノ小協會ニ對スル監督部成立セリ又一千八百八十一年ニ於テハチユーリヒニ於テ瑞西各邦諸協會ヨリ代人ヲ出シテ保護上ニ關スル一般ノ問題ヲ討議セリ

第四章　獨乙以外ノ稍々發達セル保護協會

甲　白耳義

同國ニ於テハ一千八百三十五年監獄監督官ヲシテ出獄人ノ保護ニ着手セシメ之ニ保護協會ノ設立ヲ委任セリ一千八百四十五年ニ政府ハ三万法ノ保護金下附ヲ契約シ一千八百四十七年ヲ以テ大僧正ニ保護協會設立ニ協力センコトヲ嘱托セリ是ニ於テ乎始メテ二三ノ保護協會設立セラルヽニ至レリ然レトモ常ニ政府ノ干渉其度ヲ越ヘ遂ニ一千八百七十年ニ至リ全ク官設ノ性質ヲ帶有スルニ至レリ

乙　伊太利

同國ハ未タ統一シテ現今ノ伊太利國ヲ爲サル以前ニ於テ已ニ保護協會設立ノ計畫アリシナリ而シテ其最古ノ保護協會ハ一千八百七十四年ノ設立ニ係ルトスカーナーノ保護協會ニシテ同協會ハ今日尚存立セリ爾後此協會ヲ摸範トシテマイランド、ツーリン、ブレスチヤー等ノ處々ニ相繼テ起リ丁年未滿ノ出獄者ノ保護ヲ擔當セリ一千八百七十六年以來政府ハ此ノ如キ協會ノ設立ヲ奬勵シテ已マサリシカ其結果トシテ一千八百八十年ニ於テハ已ニ十二州ニ整然タル組織ヲ有スル保護協會成立シ其他ノ十九州ハ目下之カ準備中ニ屬ス然レトモ政府ハ此等諸協會ニ對シテ保護金ヲ給與セス

又各州ノ保護協會中最モ有名ナルモノハ羅馬マンツワ及ヒマイランドノ保護協會ニシテ其他アレキサンドリヤ、ベルーノー、ベルガーモ、ボロンニヤ、クネヲ等諸處ニモ亦觀ル可キモノ尠ナカラス然レトモ未タ保護協會ニ關スル統一ノ組織ナク其目的區々ニシテ其大半ハ一定ノ監獄ヨリ出テタルモノヲ保護スルニ止マレリ

丙　墺太利匈牙利

同國ニ於ケル保護協會ハ唯諸州ノ首府ニ其設立ヲ見ルノミ即チグラーツ（千八百四十六年設立）プリユン（千八百四十八年設立）インスブルック（千八百五十一年設立）レムブルグ（千八百八十一年設立）ブラーグ（一千八百五十五年設立）維納（千八百六十六年設立）ブタペスト（千八



百七十四年設立）等ノ保護協會ノ如キ是ナリ而シテ此等協會ハ入獄中ノ囚徒ノ論戒ヲモ亦其目的トシ政府ハ常ニ保護奬勵ノ地位ニ立テリ即チ一千八百八十年ノ內務省令ノ如キハ明カニ保護協會ノ設立ニ對シ可及的之カ進歩ヲ援クルコトヲ各地方ニ布告セリ加之ナラス一私人ニシテ此ノ擧ニ助力スルモノ極メテ尠ナカラス又タ同國ニ於ケル最モ有名ナル保護協會ハ一千八百六十六年設立ニ係ル保護協會ニシテ同協會ハ政府ヨリ毎年二千フローリン（一フローリンハ我金貨凡ソ五十錢ニ當ル）ノ保護金ヲ受ク

丁　魯西亞

同國ニ於テハ從前囚徒ノ性質ヲ協會ノ助力ニ賴リ改良セソコトヲ勉メタリ已ニ一千八百十八年首府ペーテルスブルグニ於テ一私人ノ設立ニ係ル保護協會成立シ囚徒ノ性質ノ改良及ヒ就職ノ便宜ヲ附與セリ而シテ同協會ノ委員ハ皇帝ノ任命スル所ナリ又一千八百十九年同處ニ於テ出獄者ノ寄宿ニ充ツル救濟所成立シ政府ハ熱心之ヲ保護奬勵スルノ勞ヲ執レリ奴隷及ヒ体刑制度ノ廢止以來多數ノ新監獄必要トナルニ至リ政府ハ益々保護協會ノ業務ノ範圍ニ侵入スルニ至リペーテレスブルグ以外ノ諸邦ニ於テ保護協會ノ成立シタルモノ尠ナカラス即チモスコーニ於テハ一千八百六十七年ケフチエル氏ノ創立ニ係ル無職出獄者ノ寄留ニ充ツル救濟所アリ又ツルソーニ於テハ一千八百八十年ノ設立ニ係ル保護協會アリテ男女及ヒ宗教ノ異同ヲ問ハス出獄人ヲ保護シ內務省ノ監督ノ下ニ立テリ又フィンランドノ首府ヘルシングフオルスニハライングエストフアリヤノ監獄協會ニ摸擬シタル監獄協會アリ又女囚及ヒ其出獄者ニ關シテハ別ニ貴女ノ團体アリテ之カ保護ヲ擔當セリ一千八百八十五年ノ設立ニ係ルペーテレスブルグニ於ケル保護協會ノ如キ即チ是ナリ

戊　西班牙

同國ニ於ケル監獄ノ改良及ヒ保護協會ノ設立ハ唯其着手ニ止マリ未タ完全ナル組織ヲ見ス即チ一千八百七十九年パルセーローナー及ヒマドリツトニ於テ監獄ノ改良及ヒ之ニ關スル外國ノ制度ヲ研究スルノ一協會設立セラレタルニ過キス

## ○犯罪豫防策（承前）　加地鈔太郎（東京）

### 第二　社會的原因の排除を論ず

刑罰は犯罪の個人的原因即ち其意思に向て適用せらるゝものにして大に犯罪の念を豫防するの効あるものなり、然れとも社會的原因に至りては刑罰と雖とも亦如何とすへからさるなり、社會的原因に二あり、曰く經濟上の窮迫、曰く各人の不規律是れなり

貧民救助は經濟上の窮迫を拯ひ犯罪を未然に豫防するの一大要具なりと雖も其制度にして當を失せは犯罪を豫防するよりは却て之れを奬勵するの媒介となならん、或る有

名なる監獄改良家の言に曰く不良なる貧民救助法を不適當に施行せば囹圄を充實せしむるのみと、是れ古今に渉り東西に通して動かすへからさるの格言と云ふへし、左ればとて經濟上の窮迫を容みさるは犯罪の爲め實に懼るへき原因となるか故に之か救濟を計るは須臾も忽せにすへからさるの要務なり、公の貧民救助は眞の赤貧者に對して時を誤まらさるやう之を行ふを以て專要とす、而して其方法に至りては赤貧者は一時救育院に入れ、身体上若くは精神上不完全にして自活の途なき者は之を救護し、棄兒若くは不良子弟は之に適當の教育を與へ、又赤貧病者は之を貧病院に入るゝ等の如き方法に出てさるへからす

經濟上の窮厄を避くるには其他に尚ほ疾病積金罹災積金癈疾及養老積金の制を設くるおと甚た必要なり、獨逸に於ては法律を以て職工の爲め右等の積金を設くるの方法を立て其窮厄を救はんことを計れり、各國の情狀に依り必らすしも法律を以て斯る制度を設くるの必要なかるへきも少くも民間に於て斯る方法を設けなは大なる効益あるへしと信す、之を要するに國家の經濟及社會政策の得失は犯罪の原因に至大の關係を及ほすものなり、但し斯る政策を論するは余の意にあらさるを以て茲に之を贅せす

凡そ人にして自己の規律を守ることを知り又之を守るに慣れたるものは國家の法度を守るや疑ひなし、故に一身の規律を知らしむるには幼者の學校又は自家に於ける教育を嚴重に監督し殊に生長中の少年の教育に注意を加ふること尤も肝要なり、是れ實に國家か教育制度を布く上に於てのみならす各人に於て深く留意せさるへからさる所なり、加之雇人を置く者、職工を使ふ者は其雇主に於て能く其取締を嚴にし善を行ひ惡を嫌ふの念を奬勵することを努むへし又不規律の事即ち驕奢、飲酒、淫樂等は皆犯罪を喚起するの種子なり人間相互懸隔の差を滑ふし嫌惡の情を去るも亦犯罪を豫防するの途なり、就中各人の情慾を制するものは嚴正なる宗教心より宜きはなし、故に此點に付ても智德と財產とを有する者は徒らに宗教を無用視し若くは輕蔑するか如きおとなく自ら率先して以て衆人の摸範となるおとを努めさるへからさるなり

### 第三　法度を重するの念を深からしむるおとを論す

刑罰は犯罪を豫防するの一手段のみ、刑罰の仕組及執行の如何は犯罪を奬勵し若くは防遏するに於て大關係を有するものなり、蓋し緩なる刑罰は更に新犯罪を養成すると同く嚴なる刑罰は犯人をして戰慄せしむべし、人の惡を行ふや其罪の發覺すへきを覺悟して之を行ふものは決して之なかるへし、犯罪は猶ほ富籤の如し、只當り籤を見て外れ籤を見す、若し富にして外れ籤のみ多からんか、誰か富に手を出すものあらんや、犯罪にして惡く發覺せられ嚴重に處罰せられんか、犯罪の減するや知るへきのみ、於是か行届きたる警察は犯罪を豫防するに刑罰より優れるの効ありと云ふ亦經言にあらさるあり

犯罪を豫防する第一の要件は人民をして法度の恐るへく重すへきを知らしむるにあり之を換言すれは良民か良心に於て自ら罪を犯すときは災必らす其身に及ふおとを覺悟すると共に他人の斯る行爲あるを見は之を憤り之を惡むの念を懷かしむるおと緊要なり、而して此念を懷かしむるの途他なし、犯罪迅速に發覺せられ、犯人適當に處断せられ、刑罰嚴正に執行せられ世人をして法度の恐るへきを知らしむると共に其重すへきを覺らしむるにあるのみ

人を毆打せんと欲する者若し其傍に之を保護する者ありて手を下さは直に取捕へんとするの狀を見は敢て之を毆打せさるへし

若し盜賊に於て其入らんと欲する家の隣人に於て直に援助に來り取押へて警察に引渡さるへしと知らは其惡念を翻へすへし、然るに喧嘩あるを見ても他日証人として裁判所に出るの煩を厭ひ知らさるの狀をなす、隣人の盜難に遭ひたるを聞くや表面は之を弔するも內心は己れの家に禍なかりしを慶す、甚しきに至りては却て犯人の肩を持ちて警察官に抗拒するものあるに至る是れ職として多數人民か法度の重すへく尙ふへきを知らさるに由るものなれは犯者は益々時を得て其害毒を逞ふするに至る嗚呼



治罪の道に當る者其責や實に大なり犯罪を殖するも減するも諸氏の掌中にあり豈自ら猛省する所なくして可ならんや

（畢）

## ○北米合衆國監獄制度の發達に就て（承前）

法學士　石田氏　幹（東京）

以上列擧せる監獄協會、監獄、懲治場、は一千八百七十年より本年に至る迄僅か二十ヶ年の間に於て創設せられたるものにして此等創設は皆一千八百七十年に開けるシンシナチー監獄協會の報告に起因したるものなれば其奏効の迅速にして且つ偉大なるには何人と雖も一驚を喫すへし

一千八百七十年を溯り其以前に於て監獄事業は如何なる有樣なりしやを顧れは茲に開陳すへきものなきにあらすと雖も總して一千八百七十年以前に於る監獄制度即ちウェザーズフィルドに於るコンネクチカット監獄の改造の如きヨンコルドに於るニューハムプシャイア監獄の美術的建築の如きアレグニノに於るペンシルウァニヤ監獄の整備の如き其當時に於ては稍〻注意を惹きしものありたる未た幼稚の時期に屬して詳細に陳述すへき價値なけれは茲には之を畧することゝす

之を要するに一千八百七十年は北米合衆國に於る監獄制度の一大改命時期にして其以後に於る監獄制度の發達と

そ大に觀るへきものなれと謂ふを得へしと雖も其の監獄制度の發達に伴ふたる詳密なる統計表の存在せさることは實に遺憾なりと謂ふへし

一千八百七十年以後に於る監獄制度發達の徴候として第一に吾人の注意を惹くへきものは各州に於る監獄規則か一般に完備して監督を嚴重にするの傾きをなせるおと是なり斯の如く各州に於る監獄制度の一致する傾きをなせしことは合衆國南部諸州に於るリースド監獄沿革史を觀れは瞭然として亦疑ふへくもあらすして該監獄制度たるや亦北部諸州にも行はれしなり抑も此リースド監獄制度の起源を繹ぬれは其起原は實にミシシッピー監獄に發せしものにして一千八百六十七年二月二十一日ミシシッピー監獄大會は該監獄を普通人民に貸下け監獄借用人は囚徒等を鉄道工事に勞働せしむることを許されたり然れとも此等囚徒を勞働せしむるには一箇の條件あり即ち此等囚徒の承諾を要するおと是なり英語リースド（Leased）とは貸されたると云ふ意義にしてリースド監獄とは上述の監獄制度を云ふなり

次に一千八百六十八年三月十八日ルイジアナ監獄はジョン、ヒュガー、及びチャーレス、ジョンスに貸下られ一千八百七十年テキシーに於ては監獄の構内或は構外に於て囚徒等の承諾あるに於ては彼等を勞働せしめ得るおとを借用人に許す條例を出せり次年即ち一千八百七十一年にはノルス、カロリナ及びフロリダーに於て稍〻同一の條例を制定し監獄長は囚徒等の勞働を目的とし普通人民と契約を結ふの特權を與られたり然れとも此等囚徒を監督するの權は尚監獄長にありて普通人民は唯其監督權の下にありて此等囚徒を勞働に服せしむることを得るのみ同年テキサス監獄則は上述の條例と寧ろ同一なる摸範を以て規定されし唯兩者の異なる所は上述の條例は囚徒勞働事業を制限せすして孰れの事業にも囚徒等を使役せしめ得るおとを規定せしと雖もテキサス監獄則は其事業を制限して公共の事業例へは鉄道布設の如き事業にあらされは此等囚徒を使役するおとを得すと規定せるか如き是なり

一千八百七十三年にはアルカンサスに於て一千八百七十五年にはアラバマに於て同上の制度を採用せり然れともアルカンサス監獄規則は囚徒を普通人民の事業に勞働せしむるの期限を十ケ年間とし人員を限らされともアラバマ監獄規則は其期限を八ケ年とし人員を百人と制限したるの点に於ては兩者相異なれり

一千八百七十六年にはジョルジャに於ても同上監獄制度を採用し其期限を二十ケ年とし借用人は適當なる土地をトし監獄を建築するの責任を負はしめられたり而して其適當なる土地は可成的ジョルジャ海岸に於る島嶼と指定せられたり

一千八百七十七年にはサウス、カロリナに於て一千八百七十八年にはケンタッキーに於て同上の監獄則を制定し



囚徒勞働事業を公共事業又は河川修築の事業等に制限したる點に於ては寧ろテキサス監獄則と同樣なり

上來陳述したる所によれは北米合衆國諸州は大抵皆な此リースド監獄制度即ちリース、システム（Lease system）を採用したりしおとを看るを得へし抑も合衆國諸州か此制度を採用せしおとは是乎非乎刑事制度にリース、システムを用ゐしは頗る批難すへきおとゝ思考すれとも又深く鑑みさるへからさる事情あるなり尚は奴隷制度の行はれたる時代に於ては刑法に觸れる犯罪とては少かりしなり從つて現今行れ居る監獄制度の必要は少かりしなり黒奴にして惡爲をなせは主人は之を懲戒する爲め殖民地に於て勞働に服せしめし爾來奴隷制度の廢止せられたるに於ては自由に慣れさる黒奴等は特許を得たりと思考せられ復又た鍵鎖せらるゝの不自由はなかりしなり然れとも他方を顧みれは國庫は空乏にして監獄を建築し此等囚徒を養ふ等のことは實に困難にして到底なし能はさるへく又他方を顧みれは此等囚徒は實に無智、無藝にして監獄内に於て如何なる作業にも服役せしむるおと能はさるへけれは己むを得す遂に普通人民の力を假り此等囚徒を措置することゝなりしなり

（未完）

## 問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保することゝ能はさるは勿論尚ほ不充分のこと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんことを希望す　編者白

### ○獄事雜問

問　理髪等の如き常に終日囚人を使役する程の用務なふさる役業（多くの監獄に於て實際斯の如し）は掃除夫等をして之れを兼ねしめ兼業即ち掃除夫兼理髪夫等と爲すも差支なきことゝなるや

答　毎日服役時間絶へす爲さしむる能はさる役業あるに於ては唯とり理髪に限らす彼れ是れ兼業と爲すは己むを得さることにして別に成規に抵觸することゝなしと思考す

問　理髪は特に服役時間外に於て之を爲すおとを許さるへきや若し許さゝるときは其工錢は如何

答　服役時間外の使役に付ては特に内務大臣の許可を要するおとゝなるが理髪の業を服役時間外罷役後に爲すことは許されたりとか聞く又服役時間外の就役なれは其工錢は免役日にも使役する炊夫等に準し科程外の工錢を與ふることに是亦許可ありたりと聞く

問　控訴囚其他上訴の爲め他府縣監獄署に在る囚人も汽車汽船の便あるに於ては元府縣に送還するを得る旨

は内務省令の示さるゝ所なるが其汽車汽船の便とは元府縣内に汽車汽船の便ある向に限るものなるや又は其元府縣内に汽車汽船の便なきも隣縣まで汽車汽船の便に依るを得ば可なるものなるや

答　上訴囚送還のおとは刑の執行を中止し且つ逃走の機會を與ふるおと勘なからされは頗る好ましからざることなれとも地方經濟の都合も亦顧みさるを得さるに由り先般汽車汽船の便ある地方に限り送還し得るの特例を開かれたり是れ汽車汽船の便十分なるに於ては送還に多くの日子を要せす又逃走の恐れなきに因る就ては此汽車汽船の便とあるは最も狹く之を解し元府縣内に汽車汽船の通する所にあらされは本件を適用するを得さることゝ思考す蓋し其一府縣内に汽車汽船の便なきに於ては汽車汽船の便なき地方にして其便ありと言ふを得されはなり彼れ是れ共に汽車汽船の便ありて初めて本令に依るを得へきのみ

問　監獄の醫務は其地の開業醫に囑托し監獄醫の名稱を付せすして之を取扱はしむるも差支なきとなるや

答　數名の監獄醫あり其上に或る醫務を一時他の醫師に囑托するは妨けなかるへし現に斯の如きは公認せらるゝと云ふ

問　一監獄署の監獄醫悉く囑托醫なるは不可なるや

答　一監獄署の監獄醫擧けて囑托醫なるに於ては表面責任者なきに至ることなれは其不都合なる固より言ふを俟たす故に此の如きは其筋の許されさる所なりと云ふ

問　監獄醫務囑托醫師も監獄醫の定員内なるへきや又は定員外と見做すへきや

答　監獄の醫務を囑托したるのみにして監獄醫の名稱を附せざるときは假令其俸給は監獄醫俸給中より支出するも素と監獄醫たる責任なきものなれは其定員中には算入するを得さることゝ思考す

問　右の如き囑托醫師は其技能拔群なるも醫務所長と爲すおと出來さるは勿論なるや

答　囑托醫師は前にも云ふ如く監獄醫たるの責任なきものなれは如何に其技能拔群なるも醫務所長として責任を負はしむるおと能はすと思考す

問　監獄署に署長專囑書記を置く向き從來之れなきにあらさりしと聞く右は分課標準を定められたる今日と雖も差支なきものなるや

答　分課標準を定められたる今日に於ては監獄の事務は課若くは所に於て取扱ふものの外に之れなきおとなれは課所外に專屬書記を置くも其取扱ふへき事柄なき等なり況んや斯かる名義の頗る穩やかならさるものあるに於てをや分課標準を訓令せられたる今日斯の如きものは存するを得さるおと勿論と思考す

問　今般支署にも庶務警守の二係及び醫務所を置くおとゝなりしが支署の中には極めて小なるものもあらん斯の如き所には醫務所を置かざるも可なるや又支署の中には監獄醫なく囑托醫師のみの向あれは醫務所を置くも其長と爲すべきものなきとおもあらん如何

答　苟くも一の監獄支署たる以上は必す醫務所を置き又必す監獄醫を置くへきおと今回定められたる分課標準の精神なるを信す就ては如何なる小支署と雖も必す醫務所と一人の監獄醫とは之れを置かさるを得ざるおとゝ思考するなり

問　囚人及ひ懲治人へ外人より送り來る信書にして本人へ宛てたるものは其囚人又は懲治人承諾の上にあらされは典獄に於て開封し得さるや若し本人の承諾を要するものとせは承諾せさるときは如何其儘返付すへきや

答　囚人及ひ懲治人に於て發受する總ての書信に付ては監獄則第三十四條に於て其檢閲權を典獄に與へられたり典獄は此檢閲權を有す而して其檢閲權の執行は決して囚人等の承諾を要するものにあらさるなり既に此檢閲權を有する以上は其宛名の如何に拘はらす典獄は之を開封するの權なかるへからす就ては本人の承諾を要せす開封して差支なきおとゝ思考す

問　逃走せし囚人一年餘を經たる後又監獄に入りて其以前に係る領置工錢の下付を請ふとき其工錢は處分未濟にて現に監署にあるも之を下付し得さるや

答　既に逃走後一ヶ年を經たる以上は工錢の性質は變して慈惠用の金とならたるものなれは譬ひ其處分手續を了せすして現存するも下付し得さると勿論ならん

問　無條約國なる外國人を我か監獄に拘禁したるときは如何に取扱ふへきや

答　條約國の外國人にあらさる以上は治外法權なきものなれは總て本邦人同一に取扱ふへきものと思考す

問　若し食物の身体の營養に適せさるか如きおとあらは如何

答　右等の場合には監獄醫の意見を徵し攝養の爲め必要なる物を給そへきおと勿論なり

問　賞表所有者に與ふる別葉を代價にて渡すおとは許されさるへきや

答　賞表所有者優遇の主旨は葉其物を與ふるに在りて金錢を得せしめん爲めにあらさるや明かなり故に代價渡の如きは其精神に背くおと甚たしきものとす且つや其代價の如きは只一回一錢以下の制限あれとも五厘にても六厘にても宜しきものなれは葉ありて初めて其日の葉代定まり葉代として常に一定のものはなき筈（豫算は別なり）なれは隨て與ふへき額も定まらさるへし旁〻以て金錢にて與ふるは許されさるおとゝ思考す、

問　今回府縣監獄署監獄支署の事務分課標準を訓令せられたるは定めて從來各府縣區々なりし監獄事務の分課分掌をして一定ならしめ事務の敏活を整頓とを謀らるゝの主旨なるへし然るに監獄の事務中監獄費其他豫

算の事は最も重大なるおとなるにも拘はらす右分課標中何れにも掲けなしと云ふ右は何れの分課に属すへきものなるや

答　庶務課に属すへきものならん蓋し監獄費監獄建築修繕費の豫算は府縣内務部にて調成すへき性質のものなれは監獄署は(其實は兎もあれ)下調即ち材料を供するに止まる姿なるを以て事々しく分課事項中に掲けられす末項各課所に属せさる事務の中に包含せしめふれたるおとゝ思考す

問　監獄構造のおと亦掲けなし右は何れの分課に属すへきものなるや

答　監獄構造方法の取調は矢張り庶務課に属すへきも其用材買入等のおとは經理課に属すへきおとゝ思考す

問　屏禁處罰中の作業に對しては工錢を給與せさるおとに改められたるか右作業も一種の役たるには相違なかるへし就ては現役一百日未滿の囚人にして屏禁の罰に處せられ坐役を執る者あるとき其日數は現役百日中に算入すへきや如何

答　現役百日のおとは定役囚か工錢を得ると得さるとの關係を定めたるものとす然るに屏禁處罰中の作業は定役にあらす故に無定役囚にも之を課するなり漸く定役にあらす一の罰役なれは工錢も給與せさるなり既に定役にあらさる以上は定役に附隨するところの工錢との關係より出てたる現役一百日のおとには影響すへきにあらす要するに現役百日とある現役は定役を指したるおと明かなれは屏禁處罰中の罰役は其定役に附加する條件たる百日の中には算入するを得さるへく全く別ものなりと思考す

## 獄事金言

◎愛蘭爾法は合同的の舊法の弊害と單純なる隔離法の長期囚に於ける懲罰を過重に爲すおとゝを防止すへき最良法なり　(獨逸人ホルツエンドルフ氏の言)

◎最強なる防禦壁は防禦壁と爲すに足らず　(獨逸人ウィケルン氏の言)

◎遇囚の大目的は囚人自己をして其身の感化の作因と爲ふしむるに在り　(ワインス氏の言)

◎囚人を遇するは恰も凹所に陷りたるものゝ如く爲し彼れをして之れを出でんおとに勉め勵ましむるを要す　(ワインス氏の言)

◎一種の正當なる囚人の區別(實に唯一の眞誠なる有益區分)は監獄生涯の日々の課業及行爲に依りて顯證したる所の性質品行及功績を以て基本と爲すもの即ち是れなり　(ワイン氏の言)



## 雜錄

### ○滯獄日數

刑事被告人の滯獄長きに渉るは法律の精神に背くや明かなり然るに實際の滯獄日數を見るに、所に依りては年を以て數ふる向き無きにあらす爲めに被告事件判決に至り其刑期却て滯獄時限より短きおとゝ之れありと聞く是れ曾に法律の精神に背くおと甚だしきのみならず徒らに刑事被告人の數を增し無益に監獄の費用を多からしめて地方人民の負擔を過重ならしむるものなり而して其滯獄の原因たる被告事件の込入りたるが爲めなりとするも年を重ぬるか如きは尚ほ且つ不可なり況んや其原因必すしも否らす或は裁判官の交迭頻繁なるが爲め或は掛り官の疾病の爲め等の如き類少なからさるが如し一例を擧れば滯獄日數常に長き地方に於ても暑中休暇前に至れば大に裁判捗りて著しるしく刑事被告人の數を減すと云ふ以て其原因の孰れにあるかを推すへし就ては滯獄の弊は速に一掃せらるゝ樣其筋に於て十分の注意あらんことを希望す

### ○老看守

監獄戒護上紀律の整正、諸事の敏捷を得んとせは直接戒護束にして其數亦多き看守の敏達に依らすんは能はす而して新空氣に於て養成せられたる壯年の看守比較的に多かるされは此事得て望むへかるさるか如し事務に老熟なる老看守も固より必要なりと雖も此の如きは看守中の一小部分にて足りなん要するに看守の大体は壯年の者にあるされは日に進歩すへき監獄の改良と共に進むおと甚た難かるへし然るに所に依りては老年の看守却て壯年の看守より多き向なきにあらすと聞く就ては其筋に於て看守の最下年齡のみならす最高年齡をも制限し五十年若くは五十二三年に至れば當然看守の職を免することに規定あらんおとを望む

### ○押丁全廢

獄事改善の爲め押丁の全廢を望むや久矣集治監、假留監に於て先つ全廢行はれ次て宮崎縣に於て亦押丁全廢の實行を見る當時吾人の喜び知るへし然るに今復た熊本縣に於て押丁を全廢せりとの報に接す豈に賀せさるを得ん哉宮崎熊本二縣の此英斷を適例とし機會とし他の府縣に於ても速に押丁全廢を斷行せられんおとを希望す

### ○教務所の設置に就きて

監獄事務の分課區々なるは獄務整理上然るへからさるなるを以て過般内務大臣より獄務分課標準を示され新に教務所なるものを設けて府縣監獄署のみならす集治監假留監にも之を置かしめられたり此擧たる一層教誨教育事務の整頓を謀り其實効を擧くるに便益勘なからさるとを信す蓋し斯く監獄事務の一大分課たる教誨事務を判然分劃せられたるは監獄事務分課上の一大進歩と云はさるを得す就ては教誨教育のことも從來の如くならす茲に一新

面目を開き其れをして監獄の一大分課たるに耻ちさらしめす能く其實を擧けさるへからす而して其効績を擧け其事務を整ふるの責に直接に當る者は教務所長即ち其人なり教務所長其人を得ると然らさるとに依りて將來教務上に至大の關係を有するや喋々を待たす故に此際最も注意して精選すへきは教務所長の人物なりとす之を要するに今回內務大臣に於て教務所を新設せられたる所以は從來の監獄教誨の効績は甚た不十分なり其不十分なる一理由は教誨のおとを主宰する分課長なく教誨のおとに疎き通常の官吏教誨師を指揮し教誨師の勢力甚た不十分なるおと其教誨の不十分なる一原因なりと認め玆に專門の分課を設けられたるに外ならさるへきを以て教務所の長に任するものは能く此意を体し此教務所設置の効を空しふせしめさるを要す就ては教務所長たるものは固より專心一意監獄の教誨に從事するものたらさるへからす目今多くの監獄に於て教誨師となり居るか如き月給五六圓若くは七八圓の者にては甚だ十分ならさるへし何となれは俸給の多少を以て一概に人物の如何を評すへきにあらされとも斯かる薄給にて專心一意監獄の教務に任せんとは望み難けれはなり依て教務所長たる監獄教誨所は十分其人物を精撰し且つ之れに相當の俸給を與へんおとを希望す

## ○看守採用試驗科目中作業の試驗科目を加へられんおとを望む

看守をして兼授業手たる適せしむるときは監獄管理上一大便利を得べしとは皆人の認むる所にして歐米に於ても監獄管理の整ふたる向きに於ては之れを實行しつゝありと聞く、通當の授業手には動もすれは一種の弊あるおとなれは（固より一概には言ひ難きも）授業手を減じ看守中にて之れに代はるものを增加せしむるは好ましきおとなり就ては看守採用試驗の際作業上の技能ある者は併せて其技能をも試驗し果して授業手を兼ぬるに足る技能ある於ては尋常の看守採用のときよりも幾分か多くの俸給を與ふる等の注意あらむおとを希望す

## ○闇室屏禁室密室は必す一房一棟に爲すへし

舊來の構造なる監獄には闇室屏禁室殊に密室までを一棟中に數房連接にして設けある向き全く之れなきにあらすと雖も斯の如きは在房者中通聲通音等の弊少なからすそして懲罰又は離隔の目的を完ふする能はす監獄則の精神に反するおと多きを以て斯の如き構造ある向きは斷然改築の擧に出てられんおとを希望す

## 飜譯

## ○歐米監獄沿革史（承前）

米國神學及法學博士　ワイルス　著

在文科大學　神谷四郎　譯

東京



## 第二十三節　佛國監獄改良（續き）近來の進歩

ルーニカ氏の後、佛國監獄につきて著しき事業は千八百七十一年、國會に於てド、ソーソンヴァル伯の發議により其議員十九名及び會外より同數の獄務專門家を選み、合せて一の監獄改良調査委員會を組織し其調査を爲せしとなり、此委員は千八百七十二年（譯者曰く、我明治五年）四月に其初集會を催し千八百七十五年七月に最終の會合を爲したり、其四年間、國會開會中は每週三度會合す、而して其時間は三時間より少からざるを常とす、此委員會は佛國內の獄務に名ある人々は勿論、歐米各國の獄務家を召聘して其意見を尋ね察研究の結果を逐へしめ各官衙に照會して其意見を尋ね猶進みて歐州各國の獄制を比較調査し其利害得失を審にせり、委員は各其科目を分ちて調査に從事し其結果の報告書は殆ど一ダースの大冊を成せり、獄事につきて、かく廣くして、かく精しき調査の、かく滿足なる結果を得たるとは一國の事業にても又各國共同の事業にても予輩の未た曾て其比を見ざるところにして且監獄改良に關する貴重なる材料を此委員會の如く多く蒐集したるとも以前未有の例とす、實に監獄學上、佛國の此効績は世界万國の永く記憶して其勞を謝せざるべからざるものなり、況して當時佛國の形勢戰後創痍未た愈えす國事極めて多難なりしに奮て此業を成せしを思へは予輩は一層感謝の意を表せすんはあらす

此委員會の調査報告の結果として著しき事實三あり（一）未決囚及刑期一年以下の囚徒に關する一の法案、千八百七十五年六月五日に國會の議決を經て法律となれり、此法律によれは前二種の囚徒は必す一人一箇の分房に監禁す、但し刑期一年以上の囚徒にも此監禁法を用ゐると隨意たり、又凡て刑期三月以上の囚徒に此監禁法を用ゐるときは其刑期四分の一を減す、則ち分房監禁にて刑期の四分の三を過くれは合同監禁にて其全刑期を過きたるものと等しく見做して之を放免す、然れとも刑期三月以下の者は全く此限にあらす、（二）幼年囚監禁に關する法案出たり、此案は從來のものに必要なる改良を加へたるものにして未た國會の議決を經されとも早晩之を經て法律となるへきは疑なし、（三）高等獄務會（スーペリオル、カウンシル、オフ、プリズンス）の名を以て國立の一委員會創設せられたり、此會は永久に存在するものにして獄事上の諸問題を研究し監獄改良の先導者たるとを以て其責任とす

此他猶佛國獄事の盛運を徵すへき事業を擧くれは出獄人の爲に國立保護會社（ナショナル、ソシエテ、ド、パトロナージ）、巴里府に設立せられ其支社績々として各地方に起り皆活潑に其業に從事す、其極めて短時日にして、かゝる種類の會社、かく多く出來りしは予輩の驚嘆措く能はざるところにして殆んど人をして魔術の所爲たるかを疑はしむ、尋で千八百七十八年には國立監獄協會（ナショナル、プリズンアソシエイション）の創立あり、爾來日尙淺しと雖も此協會の獄事上の一大勢力たる名は早く既に世界の果に轟

けり、概狀を以て世界各國の報告を集め又各國の專門家と通信し、會員は每月集會して、各自作りたる論文及外國に在る通信者の寄せたる論文を朗讀し終て其事項を討論す、此論文及討論筆記は每月雜誌を出版して他の記事殊に世界各國の通信者より報告する斬新なる事項と共に之を載す、又此協會の一特性として注意すべきは政治上の黨派及宗教上の派別に全く關係なきとなり、カソリック宗徒も帝政、王政、共和の各黨員も皆協會會議室の一堂に肩を並べて監獄の改良を議す、曩近の二首相ブログリー公爵、及びデュフォール氏は其政治主義全く相反對せるもソシエーテ、ヂェネラール、デス、プリゾンス（譯者曰く此佛語は協會の原名、上の傍訓は著者の英譯なり）の會員としては一致協力して國民の爲、慈善の爲に監獄改良に盡力せるが如きは其最も著しき實例とそ

第二十四節　白耳義國獄務近來の進步

白耳義國はゲント監獄に於けるヴィーラン第十四世の事蹟ありて世界監獄改良最星の一たり、爾來常に此事業の率先者たる地位を失はず、かの名高きデュクペシォー氏スラヴェン氏等斯道の俊傑續々として起れり、其獄制の完全せるとは世界第一の國とす、其制、ゲント監獄に在る終身刑囚の外は悉く一人一箇の分房制にして其方法極めて善し、ルーヴェン監獄の如きは各國摸範監獄中の摸範たるものにしてステヴェン氏之か建築を設計看督し工成りて十年間其長たりき、其建築につきても其諸規則につきても其實際の處務につきても予の未た曾て一の欠典をも見出す能はさる監獄は世界中只此一とす、其結果報告の絕だ良好なるも宜なるかな

分房制のかく廣くかく完全に實行せられてかく良好の結果を得たるは此制度の幸福にして此制を主張する論者も是より多きを望み得へからさるの極に達せり

第二十五節　萬國監獄會議

予輩は前節までに既に各國箇々の事業を概論したれは是よりは進みて世界萬國共同の事業を述へんとす、則萬國監獄會議の事是なり、こは監獄沿革上の一新面目を開きたる者にして殆も數條の險岨なる支路より進みたる者の平坦なる一大新道に出會し相扶けて共に進み益其步を早むるか如し、總て萬國會議は其研究事項の何たるを問はす皆各國の智識上、社會上、發達程度の比較的景況を示すと猶萬國勸業博覽會の各國、物質上、經濟上、發達程度に於けると等し、其必要有益なるは云はすして明なり、故に近來其數著しく增加し昨年中に開かれたるもの殆と一百の數に達そ、盛なりと謂ふへし

## 諷　議

◎怪しき所怪しかゝす

監房を點檢す、周到殘す所なく殊に偏隅目の逮し難き所に意を注く、尤も良し、然とも怪しき所必すしも怪しからす某の地の監獄にて常の如く監房を探檢し、畢て房の戸を出でんとす、其戸前口に接する床板は近頃新たに張り替へたるものにして、板新しく釘新しし、一見以て堅牢を示す、一看守戸を出つるに臨み、携へし棍棒をもて思はず其新しき床板を突きしに、はづみ良くも板は躍つて開かれたり、此は如何に床下には監房の外につゝく隧道とそ造りなされつゝありしと



◎暑氣拂ひ

或る囚人の昔話しに、一日某地より某地へ護送せられし滊船中護送者は巡査と縄取となりしが不圖香り來るものは酒氣なり、予固より酒を好む、最早腹の虫落居す、是よりして酢だの昆布だのと、交せて交せて交せかへせしに、終に我が衛中に陷り、「暑氣拂ひ」との名義にて、ブランデー五六杯を引掛た事ありしが、自分たちか犯則するから私らも犯則する氣になりなしたと。

◎逃走の誘因

某囚徒一巡査の護送を受け某警察署へ遞傳せられ來りしに右警察署詰合の巡査は囚人受取方を拒み今一驛先きに進みて引渡されたしと云ふ然るに護送巡査は此の所に引渡さんとし其の押し問答中當夜は此警察署部内に祭禮ありて同勤悉く出張し自分一人の外には只小使一人あるのみとの言あり本囚之を耳にし敵の空虛を知り留置所を破壞して逃走したり、所は田舍、時は昔、今の警察には勿論斯ることもなき事なれと必竟するに四人の面前言語を愼まさるの結果

◎一種の電話

話筒を持たす銅線を架せす又筆によらす人の耳にも入の口にもよらすして獄外の人より在監人に親しく話しをなす法あり、曾ねく覺れの監獄にも應用するをとは難けれとも舊構造の場所には今も之を用ゐることを得るなり獄舍或は工場等苟くも音聲の達する場所ならんには路人の袭に擬して成るへく其場に接近し（殊に夜間物靜かなる時に）流行節若くは「はなうた」をうたひ其の文句の中に用事を敍する是れなり

## 批　評

第三「萬國囚獄公會事務錄」（承前）

又ミッソリー州の人オーガスタス、アレキサンドル氏の監獄自主勞役說の如きは永く獄事家の參考に供するの價値あり左に其要を摘す

○米人アレキサンドル氏監獄自主勞役說

### 總　論

上古より以來今日に永存する監獄制規は一に隸役說に基くものにして即ち政府は罪徒を驅て强いて之を苦役し其

收得する所を以て自ら撰取するの權ありと爲す抑〻自主勞役說は其根元よりして全く之と異なり罪徒を役し爲めに生する所のものを以て政府の收得を爲すを許さずヤスチニヤン帝（羅馬帝）の格言各人をして自己の事物を得せしめよとの公明正大なる旨趣は罪徒にも適用す可きものとし其勞役上に關しては毫末も政府か罪徒を妨碍するを許さずと雖も其徒の收得上に就ては飽まで責を其徒に存し以て天道の自然に基ける强迫を行ひ須臾も忽にせざるを本旨とす罪徒已に獄郭の內に閉鎖せらるゝに於ては禁獄の主眼たる世間の安全は則ち爰に十分得らるゝの理なれは世間敢て其徒に對し自餘の要求を爲すの理あらす又囚徒も其罪を犯すか爲め敢て世間に對して別段の要求を爲すことを要求する等の類を云ふ（即ち爾後世間の力に因りて養育せらるゝ可きにあらされは其一たひ監獄に入るの後ちは身体健康なる成年の徒には各生業を授け其業を取て生計を得ると之を嫌ふて飢渴に至るとは其徒の所好に委ー之を決するの一點に就ては全く自主自由を得せしむ概して之を云へは監獄內に在ても彼の奴隸の制は之を廢棄せさる可らすと爲すなり是れ即ち自主勞役說の大要たり

### 拘禁の目的

監獄を管理し囚徒を待遇するの方法如何を論ずるの前先つ監獄は本と何等所用の爲めに之を設け拘禁は結局何等の目的ありて之を爲す乎を決せさる可らす我輩若し不正の目的を立て不正の方向に奔馳するの事あらは其目的を達するの道に於て何樣の進步を爲すも其進步は即ち誤謬の進步たり故に左に拘禁の目的を論せんとす

第一　或は曰く拘禁の目的は懲戒に在りと此說の如く囚徒を懲戒苦責するの事を以て禁獄の主眼たらしめんには結局彼の刑名學者の如く毫も囚徒の幸福を進むるを欲せすして其幸福を得善良に進ひ可き方術を除却し之に代ふるに其不幸を增し邪心を銳くする所以の諸事を以て其体外を圍繞せしめんとす何ぞ刑罰を天道に取るの敎育に悖るの甚しきや

第二　或は監獄の目的は犯者を威化するに在りとする者あり此說稍〻前說の反對に出つるに似たり即ち本說は一に囚徒を憐むの心意に出て前說は憤恨の情自ら禁する能はすして全く囚徒を惡むの心意に出つると云ふを得へけれはなり

本說亦甚た疑議を容る可きものあり他なし此說の如くんは刑則上特た囚徒のみを重し國家を以て其徒の配意



上に用ふるの具となし到底彼の椰子手巾擦靴子等と方法を異にせさらしむ可きを以てなり何をか囚徒のみを重んすと云ふか曰く囚徒の罪狀あるを見て之を國家一般の人民より更に貴重す可き者とし其待遇の方法を選ふにも唯囚徒の一偏に馳せ若しくは然らさるも專ら囚徒を主とー て之を定むるに在れはなり何をか國家を以て唯其徒の配意上に用ふるの具と爲すと云ふか曰く此說の如くんは其徒の罪を犯すの後國家をして其前嘗て與ふるを欲せさりし所の者即ち其徒をして更に善良幸福に進ませしむる所以の方術を與へ以て其徒の罪業を賞せしむるに在れはなり

又罪徒若くは罪徒にあらさるものを問はす總て人の行狀を感化するは政府の眞正なる職分にあらさるなり

（未完）

---

番外（一）　監獄敎誨師會同議事提要（承前）

又議題中「賞表者を優遇するに食物を以てするあとは廢止されんあとを其節に建議するの可否」の如きは宗敎家の出題としては至極尤なるあとゝ云ふへし然るに建議案として議するの必要なしと議決せられたるは遺憾なしとせさるなり又「敎誨師の服制を一定するの可否」との議題の如きは吾人は其如何なる必要ありしやを疑ふ蓋し宗敎家は其宗敎に依りて一定の服あれは其宗服にて可なり殊更に敎誨師の服制を設くるか如き必要は無かるへきを以てなり又「三十歲未滿の人を敎誨師に任するの可否」との議題の如きは最も適切を覺ゆ而して大多數を以て三十歲以上を可とすと決せられたるは吾人の喜ふ所なり又此會同に於ける多田賢住師の演說中に懲役場に往つて說敎せんとて禪宗學派より敎院に向つて申し出てたり私共は其願人の一人にてありし故に大敎院も種々討議の末管長より刑部省に出願し六年七月同省の指令を得て佃嶋の懲役場に往きて說敎を爲したるが蓋し監獄敎誨の始めならん云々と述へられたり之に由りて見れは多田賢住師は實に今日の監獄敎誨師の元祖の一人なり曾て師の敎誨に熱心なるは人の服する所なりと聞きしか故なきにあらさるなり又議題中「再犯防遏の件に關し各囚本山に向て地方の寺院に令達を請ふの可否」の如きは實に有益の議題と云ふへし此議題の提出者那須君（靑森）曰く一度入監の者は社會に度外視せられ已むなく再犯を爲す者も少なからされは正當の保護を與へさるへからす幼年囚の如き最も然

り依りて地方の寺院より父兄若くは親族の者に相當の保護を與ふべきことを說諭する樣各寺院に各本山より令達せられんことを望むとの說明の如きは吾人の最も宗教家に望まんと欲する所なり此建議案の大多數を以て可決せられしは賀すべきことゝす蓋し此事にして實行せらるゝに於ては大に監獄の感化を庇補するものあるべきを以てなり又「一の監獄內に異宗門の敎誨師を採用するの可否」との議題は出題者より實際上其有害なるを認め本項を提出すとの說明あり終員の起立を以て可決したり又「敎誨師に於て現行犯則を認むる時は之れを說諭に止め置くか將た上申の手續を爲すべきか」（原敎誨師（山形）出題）との問題の如きは實に適切有要の問題とす蓋し犯則の情狀にも依ることならんか敎誨師は戒護吏と異るものなれは其犯則を認むる場合に於ては敎誨を應用し十分敎誨の効を收めんとには斯かる場合にあるべきを以て特に重大なる犯則の外は必すしも一々に申告せさるも妨けなかるへきか又「閉室入りの處分を受けたる囚人に敎誨を爲すの方法如何」との議題は適切なる問題なりしが各員の說明頗る區々なりし今其一二を擧けんに或は曰く食事の差入口より聲は通すれとも慰みに聞かれては殘念と思ふなり或は曰く閉室處分の如き之れに對して敎誨するは間違にて外部の聲の通するは構造の不完全なるか故と思ふ故に執行前後に十分敎誨すへし或は曰く閉室處分は監獄則違犯の最も重きものなれは之れに敎誨するは弊多し或は曰く閉室と雖も五分十分間の敎誨は宜しい或は曰く我監獄は構造の都合にて全く通聲せす或は曰く機械にて聲の通する樣になり居れりと其說皆實際にして能く人の注意を惹くに足る而して結局閉室の構造上聲を通すると通せさるとに拘らす性質上道理上矢張敎誨すへきことに決したるか如きは議題か議題なりとは云へ荒漠を免れさる議決なりき尙は其他議決中批評の價値あるもの固より少なからすと雖も冗長に渉らんとを恐れ他日に讓る

本書は流石宗教家諸君の議事錄なるを以て吾人俗人には耳新しき語少なからす就中異俗二諦、應病與藥、他力法、觸光柔輭、三歸戒、機緣漸熟、排佛毀釋、愍念大悲、從苦從入等の語最も耳立ちて珍しく覺へぬ閉會に際し井手圓純君（栃木）の演說に曰く洪鐘響くと雖も撞く者なければ鳴らすと實に然り假令幾十人幾百人の敎誨師ありとも各離散して聯絡集合の道なくんは何の時か其聲を發せん思ふに此會同は恰も撞く人ありて初めて鐘の響きを發したる如く我々敎誨師の團體ありなから聯絡集合の道なかりし爲め今日まで社會に向て一言の聲を發したる者はあらさりき然るに今回發起者ありて之を撞くの勞を執られしより此盛況なる會同を見るに至りたり是れ社會に向て監獄敎誨師なる一大洪鐘か一聲を發したるものに同しく又前日來大方諸君の來場せられたるは即ち社會の人か初めて從來聞かさりし聲を聞き監獄敎誨師なる鐘聲其物の案外にも音色の善きを稱贊したるに同しからんと其抱負の大なる誠に喜ふへし吾人も亦同氏の言を假りて此敎誨師諸君の會同を祝せんと欲するなり　（完）



## 寄書

### ○服務上の疑問

生は北海道廳監獄署龜田支署詰の者なり實地の現狀に付き左記の疑問を懷く因て明解を得て將來研究の資料に供せんと欲す大方の諸君子請ふ幸に敎示の勞を賜はらんことを

在龜田　岡谷勝重

一　拾六歲未滿の別房留置人は學室に入れ授學することを出來さるものなるや

一　刑事被告人は格別囚人に對する監獄官及敎誨師押丁に至る迄の言語はあさり鄭重なる言を用ひさる方の主意にはあらさるにや惡漢は本年は甲監獄に入り明年は乙監獄に入る如き者多けれは囚人に對する言語は全國一体にそろゑとには出來さるものなるや又諸君抔の言を下すも可なるや

一　戒護者は服役中の囚徒か平素役業上不勉且つ命令に從はさるとて土方業に使役の際分量外の懲戒を爲すも可なるか

一　戒護者は使役中の囚徒に對し自ら鍬等の類を持て其使用法を敎授することを得るや

一　敎誨師は場合によりては押丁を小使同一に使用することを得るや（分掌例に見へされとも）

一　幼年囚の如き就學せしむるものをして外役に服せしむるも尙可なるや（成るへく自活の定業に服せしめ度きものなり）

一　看守は判任待遇なり其家族にして商法又は旅人宿等の營業を爲すも名義異なれは障碍なきや

一　施行細則第十五條に放免期日を告知すへしとあり右告知は本人に告知書を渡すを可なりとするや口示するを可なりとするや

一　施行細則第四十二條に强弱を分ち就業簿に記入し其就役すへき業名を指定すへしとあり而して第四十五條に出獄後自活の道を得へきと認むるものを指定すへしとあり然るを一年以上の者にして刑期五分の三經過したるも尙外役等に使役するも可なるや

一　五十年以上の者にても醫師の診斷によりては强役則外役等の類に服せしめて可なるや

一　工錢を以て購求給與せられたる食物は同房囚と雖も分與することを得さるか又右食物は何れの場所に置くを可なりとそるや

一　醫師に於て强役に就かしむるも可なりと診したるも實際付添戒護者の認定する所によれは体格は疲勞し居り强役に耐へさるものとするもの多分あらん右は飽迄醫師の診斷によるへきか

一　二十二年の勅令により集治監抔は押丁を廢止したり各府縣に於ても押丁を減少し看守を增員せし向も之あらん右の如くなる場合は外役杯は分掌例によるとも出來まし例へは看守一人押丁二人を付すへきを押丁一名を付し看守二名を付するか如きまと多分あらん左る場合には看守も施鈐等に從事して可なるへきや

一　囚人書信筆記時間は何れの日何れの時間を以てするを可なりとするや

一　囚徒沐浴は日曜罷役後とすれは制規の程度にするを得す右は如何の日又何れの時間を以てするを可なりとするや

## ○刑を宣告する前には必す原籍氏名年齡及前科の取調を望む

在大阪　南海鈍夫

莫見乎隱莫顯乎微とは是れ古人の謂ひなり惡漢の徒は益々奸智を逞ふす近頃入監する囚人の如きは其の姓名を詐稱し或は年齡を僞り前科を包藏し以て初犯となり再犯加重を免かるゝ者甚た多し就中未丁年者及ひ區裁判所に於て宣告せられたる者には斯くの如き惡漢混合すること而して其の手段は就捕の當時より言語擧動總て再犯以上の者の如き体は秋毫もなく眞の初犯者の体に擬し警察官吏は勿論裁判官をも欺き其入獄するも刑の宣告のわらさる以上は假面的謹愼を爲し容易に僞名の儘にて處刑を受くるものにして刑の確定後已決に編入せらるゝに際し前刑執行中の行狀擔當の看守に其の僞名なるを發見せらるゝ者往々之れあり主刑滿期後附加監視執行上僞名にては出獄する能はさるを了得し且つ本名の發覺するも最早裁判確定後なれは夫れか爲め刑を加重せらるゝ患なきを知り自首するものは多々なり之を要するに再犯以上の者は僞名して刑を受け後自首するを以て殆んと常例の如くし看守に向て且那私は以前は吉松其以前は市松今度は竹松で裁判を受けたれとも其實は皆僞名にして本名は鶴松と申升故最早裁判も確定し今度は極短期刑であるから近々放免になり升故に出獄に差支ない樣早く自首書の代書を願ふ抔と少しも恐れ憚るところなく公然申出るものあり此の如き所爲は實に忌むへく憎むへきものなれは早晩滅絕せもめすんはあるへからさることは勿論なるか斯かる弊害の基因は他なし前科取調の不行屆なるか爲めのみ故に鈍夫は切に裁判所に對し刑を宣告する前には必らす原籍氏名



齡及ひ前科の有無を嚴重に取調ふれんことを望むものなり

## ○監獄は先つ地盤を改めよ

雲　抱　生

監獄改良の叫聲は端なく四方有志家の胸間に湧き出て輓今新聞に雜誌に屢々其經綸の蓄ふを漏しつゝあるを見る先つ賀すへき事なり然れとも是等の事を完成するは充分の學識と多少の經驗と幾多の資本とを要するのみならす最も愼重に最も熱心に且つ仁愛なる精神を加ふるにあらされは到底朝夕の一擧に托して俄かに美果を結はんと欲するも得へからす

是故に之れか成功を期せんとして單に監獄律の解釋に心を奪はれ又其應用に追逐せられて日も猶は足ふさるか如き狀況なるしめは吾人は獄事の進步上或は黃河百年の淸を待つと同般の慨みなき能はす乍併吾人は事務家を强ち無用と云ふにあらす寧ろ事務に熱誠なる人士の甚た微々たるを嘆するものなり何となれは事務澁滯の餘弊は大事熟考の靜寧を妨け終に長日月の間事務劇忙の裏に俗了し去らさるを得されはなり蓋し全般施設の統率者をして修養の餘隙を與へ以て監獄社會に於けるデスパインモンテノシーたらしむるものは實に事務家活動の强弱如何に胚胎す事務家の價値も亦大なりと云ふへし吾人は今我邦監獄社會を通觀し事務家と統率者との多少及其優劣を批判して獄事進步の消長をトするの遑なし然れとも試みに統率者と事務家との位地及ひ其關聯の如何を瞥ふれは恰かも軍團に於ける旅團長と參謀との關係の如きか長は素より參謀の上格に位すと而して彼れは目から統率の眼識と德量とを具備し參謀には最も周密なる實務的品質なかる可らす既に上班の將校に於て秩序、內に整ひ軍略苟も動かすへからさるものあらんか之れに抗するの亂賊は如何てか萎縮し去らさらん之れに隸屬する三軍の正氣は愈々陪々せん監獄官分任の方略復た斯くの如くならすんはあらす

監獄改良は實に今日の急務なり改良すへき點甚た多し實歷上眞に之を感する學說上揮て督進すへきなり然れとも經費の一點に至ては殘念にも猶は一帶の溝壑に接するか如き感あるしむ、されは經費之を許さゝる限りは改良の進路全く滅絕せりとなすへきか否決して否らす大ひなる費用を要せさる點に於て深く改良を要すへきものあるを發見すへし吾人か希望する所、適正に實行せられんことを祈る所のものは以上陳辨し來りし統率の人物と事務的人物の分配の適否如何に外ならす、たとへ機關は如何に立派なるも運轉手の妙技爰に備はらされは遂に無用の長物に歸せんのみ思ふに監獄なる大機關の大運轉手は正に統率家と事務官にあり而して二者必適の位置に坐し必適の智能を有たは、たとへ弊れたる獄舍漫然たる戒護なりとするも猶は溫良正直なる囚人を養陶し治獄極底の目的を貫徹することゝ難からさるを信するなり

彼の外壁の堅否、監房の改築、規則面變更論の如きは素より改良を督進する一大要素たるに相違なしと雖も兎に角監獄の實勢上監獄的理想未た確立せす片々たる鎖事にのみ齷齪たるもの多しとせは先つ這般の改良を促かし進て其大本を定めたきものなり改良の斧鉞未た是等の點に及はす漫に外形的變更を喋々するに至ては却て監獄官それ自身の瑕瑾を表白するものにあらさるなきか敢て監獄改良家に問ふ

## 通信

### ○海外通信　米國に於る監獄教誨師の位置

留岡幸助空知

昨年の夏北海道集治監劃一施政の運に達するや、釧路分監教誨師原胤昭君は教誨の方法につき尚深く考究を遂けられん爲に左の問題を以て歐米各國中の尤も有名にして現に獄務に執掌せらるゝ諸君の答辭を需められたり、今北米合衆國フィラデルフィア東監獄教誨師（モーラルインスツラクトル）ヨセフ、ウエルチ（ヂョセフ）氏の答辭を得たれば譯出して當局諸君の參考に供せん、而して原君か發せられたる問題は左の如し、

第一「モーラル、インスツラクトル」と「チャプレン」の差異　第二　教誨の主義　第三　教授の方法、時間、職權、位置、俸給の支途、分掌事務、

第一第二の答　道德教師（モーラルインスツラクトル）と教誨師（チャプレン）は米國に於ては其名異なるも其實同一のものにて吾人の道德や聖書（バイブル）に淵源せり、故に吾人か教誨も從て聖書を基本とせり、

第三の答　教誨師の職權は至尊至貴（テーツヤー）のものにて其至尊至貴の意義を適當に解釋せば權威的（ウヲーリテーテーブ）にあらす、而して監獄內教誨師の位置は典獄及　署　長（スツプリンテンデント）の次席を占むるものにて監獄醫と同位置なり、教誨師俸給の出所は監察官議會の意見によりては同一轍に出ですと雖とも夫のニウヨータの如きは其の俸給法律を以て規定せらる、然れともフィラデルフィアの如きはフィラデルフィア地方政府より資辨せり、

教誨の方法は各房につき個人的に教誨し若くは忠言を與へ、又は日曜日に說教し或は讀書習字を教ふ故に其方法一にして足らす是を以て教誨師は各自の考案を以て教誨せり、獄則實施の度合につきては其權一つに典獄及署長の掌中にありて存す、故に何人も之れには口喙を容るゝ能はす、四人行爲の視察につきては查察官なるものありて注意監督するを以て是等の事に關しては教誨師たるものは敢て立ちさはらさるおとゝす、主として教誨師の爲す可きことは罪囚の心意上及道德上の注意にありて存す、故に俗務には關係なきものとす、

## ○萬國監獄刑法協會

加地鈔太郎報

萬國刑法協會は獨逸の有名なる刑法學者博士フォン、リット氏の發起に依り一千八百八十九年即ち今日より三年



前初めて設立せられたるものにして其會員は何れも各國に於て刑法及ひ之に關係の學に付第一流の專門家と仰かるゝ人々にて無慮六百人の多きに及ふと云へり、此會は全く私立なれは夫の五ヶ年毎に開かるゝ萬國監獄會議とは大に其性質を異にするなり

該會か近頃刑法改良の方針として研究しつゝある所を見るに成るへく理想主義を排して實利主義を採らんとするにあり、從來刑法の原則とせる懲戒主義者くは感化主義なるものは理想に流れて實際に適せす、徒らに罪と刑とを以て理想の犧牲に供せんとするの傾なきにあらす故に該會は刑罰を以て社會實際の目的を達するの一手段と見做し其實効を收めしむるを以て主とするの方向に進めんとするものゝ如し

昨年諾威國首府クリスチアニアに於て總會を開くや其重なる議案は「刑法上に罰金の刑を採用するには如何なる條件及ひ如何なる場合に於てすへきや」との問題にてありき、此問題に付ては兼て博士ローゼンフエルド氏がリット及ひスチブレーの兩博士と共に調查したる結果を該會に報告しある所なれはリット氏議長席に就きて其報告の要領を演述せり、其大意に曰く、輕き犯罪には罰金の刑のみを科するを至當とす、尋常の犯罪には場合に依れは自由刑を科するも可なり、又刑の何たるを問はす慾心に基く犯罪には裁判官に於て自由刑の外に必らす罰金を申渡すへし、罰金の高は犯罪者の資產を目途とすへし、刑法中に罰金の最高限と最下限とを掲くるは宜しからす、又罰金を科する以上は之を取立るの途なかるへからす故に若し金錢にて取立ること能はさるものは之に換ふるに自由刑を以てせすして先つ（監禁を用ひさる）強制役業を科すへし若し資力なく又役業に就くおと能はさるときは初めて之を自由刑に處すへし云々と

此說に對し種々反對論出て就中富者に對する罰金に關し大分議論ありたる由なれとも重罪は姑く措き其他の犯罪に付ては裁判官をして其刑を選定するの自由を一層大ならしめさるへからすとの說には皆同意なりき

又次回の會議に於ても罰金の適用を擴ひること、犯罪人の資產を目途とするおと、罰金の最高限を一層高ひるおと、出來得へき丈は自由刑の適用を避くるおと等は何れも可決せられたり但し罰金に換ふるに强制役業を以てするの問題は別に委員を設けて之を調查せしひるおとゝなれり右にて一と先つ閉會を告けり

斯の如く幾多の刑法家が共同一致して斯道の發達を計らんとは萬國の刑法上に一大改良を見るや期して待つへきなり

## ○看守教習

廣島縣監獄署に於ては看守教習所第二回受業生修業に付去る七月十四、十五、の兩日卒業試驗を執行せられしに及第者八名落第者一名にして其卒業者に對しては仝月十八日卒業證書を授與せられたり其人名左の如し

優等　加賀美五百三氏、優等　松原通氏、優等　惠莊

龜吉氏、森久太郎氏、藤井臨次郎氏、田中庫次郎氏、廣田雄三郎氏、越智正近氏

今回富山縣監獄署看守敎習所科程終業者第六回卒業試驗に及等し卒業證書を授與せられたるは立田爲次郎氏瀧村菊太郎氏の兩氏とす

## ○精勤證書授與

廣島縣に於ては左の諸氏に看守精勤證書を授與せられたり

倉田　重氏　園田　巍人氏　山本　兵藏氏
山上　壽登氏　北　順之助氏　浮氣直太郎氏
脇田助三郎氏　桑田寬之助氏　山吉　爲槌氏
井上　肇氏　沖林　玄弦氏　井上孝次郎氏
坂口　研一氏　國司　久吉氏　福永　長助氏
片山勘太郎氏　山下久太郎氏　山本　雅造氏
中田　影作氏　川野艮之助氏　吉本　實造氏
藤村鉄太郎氏　柏村　熊吉氏　末村　幾造氏
桝本　翁一氏　中村三千藏氏　爲廣清次郎氏
三谷　澄氏　相庭　鶴衛氏

## ○分課改正

佐賀縣にては全縣監獄署及支署の分課を左の如く改正せられたり

監獄署

庶務課　文書の往復、保存、並に名稱、統計、利期、願訴、給與、領置差入品に關する事及び他の課所の主管に屬せざる事
警守課　監獄の戒護、在監人の行狀、賞罰、並に書信、接見に關する事
作業課　工銭、器具、業品、製品、其他作業に關する事
經理課　地所、建物、及び購入、販賣、其他一切の需用品に關する事
醫務所　在監人の疾病、死亡、調劑、其他監獄の衛生に關する事
敎務所　敎誨及び敎育に關する事

右課所に各長壹名を置き課所中を整理せしむ

但庶務、作業、經理の課長は監獄書記、警守課長は看守長、醫務所長は監獄醫、敎務所長は敎誨師を以て之に充つ

監獄支署

庶務係　警守係　醫務所

富山縣監獄署にては去る八月十日庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所、敎務所の四課及び二所を置かれ其事務を分掌するやうにせられたり

## ○三池集治監並九州沖繩各縣獄事會決議錄（承前）

宮崎縣提出

一監獄署にも看守部長の新設を望む
（決）、原案に異議なく本會の翼望を出張官より復命せられんことを望む
一內務省訓令第三十號四十八表に記載する囚人賞與の有無を區別する程度標準を一定すること
（決）、不動産を有するものは無論有せざるものと雖も一家の生計を營み得るものは有產者に編入すること
一丁表に記載する敎育の程度標準を一定すること
（決）、文字を書し得るものと書し能はざるものとを以て區分すること
一囚人の食糧は作業別に據るか將た勞働の輕重に據るか一定したし
（決）、作業別に據るものとし別表（第一號）の通一定すること

大分縣提出

一在監人に對する接遇規定は主務省に於て一定せられんことを望む



（決）、各縣現行の接遇規程を取纏め參考として主務局に提出すること

一監獄の統計は治獄上最も必要たり抑も現時各縣に於て調製せらるゝ統計表を閲するに其要項及副式等區々にして他日主務省に於て統一の編製を要する場合に至りなば大に差支を生ずることあるべし依て其樣式調查項目等を一定せられんことを主務省に望む

（決）、各縣現行の樣式一部を參考として主務局に提出すること

一司獄官稱呼法を定むること

（決）、左の如く稱呼すること

知事閣下　典獄殿　何監獄書記
何看守長　何敎誨師　何監獄醫
何女監取締　何授業師　何押丁
何（課名）課長　何（氏ヲ云フ）支署長

在監人より官吏に對しては敬若くは其方と稱呼す

官吏の囚人に對しては汝若くは其方と稱呼す

一刑事被告人監獄の諸則に違背したるときの處分方を定められんことを望む

（決）、本案異議なく出張官に本會の翼望を復命せられんことに決す

一刑事被告人差入食物を一定すること

（決）、本項は三食に限る

但飯代用には牛乳食パン（砂糖類混和せざるもの）菜代用には縣卿其他菜又は飯のみにても許可すること

一囚人の食物買入に制限を設けたきこと

（決）、食費三倍以上を償ふもの十回二倍以上全七回單に食費を償ふものは五回以下とす

一懲罰執行中は無論處罰後監房に在るの間は食物の買入及書籍の看讀を禁したし

（決）、原按の通

一日曜日の總囚敎誨は休役せしむる歟何れにか一定したし

（決）、休役せしむること但都合に依り敎誨を止めたるときは休役せしめざること

一女監取締服制を定められんことを主務省に望む

（決）、原按の通但し其制は上衣（黑色被布仕立）袴（黑色）外套は二重羅套頭巾付とせられ度翼望を出張官より復命せられんことを望む

一再犯以上の計算方は入監の度數に依るか何れにか一定したし

（決）、入監の度數に依ること但賭博犯處分規則に依り懲罰に處せられたるものは再犯に數へ付加罰金の換刑禁錮は再犯とならざること

一惡者共に記入すべき區域は休役以上のものなるか將た服藥するものは悉く編入する歟

（決）、休役以上のものを以て編入すること

一轉房を減重して拘留の刑に處せられたるもの及違警罪即決の言渡を受け服罪して執行を求むるものと雖も刑事訴訟法の規定に依り上訴期限間は其執行を爲さゞるか區々ならざる樣致したし

（決）、未項は主務省に問合を爲すこと

一定役に服するもの當日の科程を終へざるときは懲役時間に拘はらず其科程を終へしむる歟將た役業を繼め意役處分をなす歟區々ならざる樣致度

（決）、服役は懲役時間迄とし其科程を終へざるものは意役處分をなすこと

一看守女監取締等積金の方法ある歟あらは一定しては如何

（決）、各縣適宜にすること

一在監人重病に罹りたる場合獄外の醫師に診察を乞ふときは許可せざる歟一定したし

（決）、刑事被告人は許可するも囚人は一切許可せざること

一攜帶兒の乳汁に乏しきものは別に食糧を與ふるか一定したし

（決）、適宜二合以內の食糧を與ふること

一婦女入監の際三歲以上の兒を攜帶せしときは之を拒絕するは勿論なれども受取人なきときは如何處分するか一定したし

（決）、明治十五年六月三十日廣島縣問合主務局回答の如く逮捕地又は原籍地に送り返すこと但し其費用は受取人の負擔とす

一在監人宛書信の開封は典獄之を爲す歟將た本人に開封せしむるか一定したし

（決）、典獄に於て開封すること

一囚人互の通信は勿論出獄者よりの信書は父母妻子又は惰利義務に關するもの外は一切許さゞることに一定致したし

（決）、原案の通

一十六歲以上の囚人と雖も情狀に依り就學せしむることある歟一定したし

（決）、就學は十六歲以下に限ること

一報告例中作業一人前のものと一人前に足らざるものゝ區別は何れの標準に據るか一定したし

（決）、科程の五等に設けあるものは三等以上を一人前とし其以下は二人前に足らざるものとし其他は本項に準し區別すること

一在監人名籍中刑事被告人と囚人と一紙にて適用し得る樣改正せられんことを望む

（決）、大分縣に於て雛形を製し各縣の意見を問ひ然る後其筋へ經伺すること

ごと

一看守長服制の改正を望む

（決）、制服は規定の通にして帽子のみ改正の冝望を出張官より復命せられんことを望む

福岡縣提出

一看守教習の方法を一定したし

（決）、別表（第二號）に獨逸監獄法及獄務提要を加へ爾來監獄必要新刊書籍は之を追加し其都度通知すること

一辯護人接見の場所及び時間を一定したし

（決）、建築等に關係あるを以て各縣適宜のこと

一屋禁執行中の工錢は給與せさることに致し度

（決）、主務省に經伺の上一定すること

一氏名犯歴を偽り入監後發見したるときは獄則處罰をなすや一定したし

（決）、獄則處分はなさゝること

一男子にして女監を見んと乞ひ又女子にして男監を見んと乞ふものあるときは之を許可するや一定したし

（決）、男子は男監女子は女監に限ること

一重病者病監に於ての接見は男女の別なく之を許可するや一定したし

（決）、男女の別なく許可するも極めて他囚に觸れさる樣注意すること

一懲治人の行狀勘査の方法を一定したし

（決）、獄則處分はなさゝること

一男子にして女監を見んと乞ひ又女子にして男監を見んと乞ふものあるときは之を許可するや一定したし

（決）、男子は男監女子は女監に限ること

一役業の授り方は刑罰執行の際素修の業（例へは大工は大工業）を授くる歟又は一且藁工業に服役せしめ而して後相當の役業に轉業せしむる歟一定致度

（決）、個人的に依り其事狀を看察し入監前の業体に應し役業を科すること

一別房留置者は舊則に依り處分するか新則に依るや一定したし

（決）、舊則に依り處分すること

鹿兒島縣提出

一在監人に對する外來の書信にして其回答を必要とする場合所持金なきときは音信を停止し追て工錢の所得差入等を待て發信するや或は先拂にて發信するや區々ならさる樣一定したし

（決）、所持品を賣却し返信の費用に充てんことを乞ふときは之を許し金品なきときは許可せさること

沖繩縣提出

一刑事被告人無定役囚の午飯休憩時間幷に還房後就寢までの動止を一定致度

（決）、緘默正坐書籍は默讓せしむること

一遺骸を合葬するには男女又は刑事被告人等の區別を設けあるや一定したし

（決）、舊則に依り處分すること

但看守長看守（押丁之に準ずるは正式の廳に依る

佐賀縣提出

一物置監には壘を敷付ある歟又は莚なるや一定したし

（決）、物置監及囚人監とも原付數莚に一定すること

但別に寢器等は貸與せさること

一囚人の身分帳簿編成順次及身分調査の如き一定の方法を示されんことを主務省に望む

（決）、原按の通但し本會の冝否を出張官より復命せられんことを望む

一看守押丁の勤務法を一定にせられんことを主務省に望む

（決）、所持品を賣却し返信の費用に充てんと乞ふときは之を許し金品なきときは許可せさること

一刑事被告人無定役囚の午飯休憩時間幷に還房後就寢までの動止を一定致度

（決）、緘默正坐書籍は默讓せしむること

一遺骸を合葬するには男女又は刑事被告人等の區別を設けあるや一定したし

（決）、舊則に依り處分すること

沖繩縣提出

一物置監には壘を敷付ある歟又は莚なるや一定したし

（決）、物置監及囚人監とも原付數莚に一定すること

但別に寢器等は貸與せさること

一囚人の身分帳簿編成順次及身分調査の如き一定の方法を示されんことを主務省に望む

（決）、原按の通但し本會の冝否を出張官より復命せられんことを望む

一看守押丁の勤務法を一定にせられんことを主務省に望む

（決）、書勤夜勤方法に一定せられ度本會の冝望を出張官より復命せられんことを望む

三池集治監提出

一看守長の勤務法を一定すること

（決）、看守長三人を區くの監獄にありては一人は在監人起床前出頭し一人は一般官吏の出勤時間に出頭當直し他の一人は非番とするが如き勤務法に一定すること

長崎縣提出

一盛相形は各縣同一に調製し何合食たることを見別する爲め數字を印すること

（決）、當分各縣とも從前の通施行すること

一在監人の行狀錄を各縣同一にすること

（決）、三池集治監幷に大分縣監獄署に於て調査の上各縣に回付し其意見を取り規定すること

但三池集治監の採点法を大分縣に送付すること

一在監人貸與の蒲團及綿は長短衣の綿量を各縣同一にすること

（決）、長蒲團　一貫目以下八百目以上　夏蒲團　二百五十目以下百五十目以上　綿入長衣　百目以下八十目以上　全短衣　六十目以下四十目以上

宮崎縣提出

一減食執行中作業を執らしむる歟一定したし

（決）、作業を取らしめ緘默正座せしむること

一在監人に接見を乞ふもの携帶兒（三歳以上の者）を該室に同伴するを許すや一定したし

（決）、十六歳以下のものには接見を許さす但三歳以下にして他人に預くるの手續を爲し得さる場合は此限りにあらす

一本會に於て決議したる條項にて實施し難きものある場合は各縣に通報するごと

（決）、男女を區分し其他は合葬すること

一在監人に給與する手拭は矢張赤色を用ふるや一定したし

（決）、被服同樣の縞色に限ること

一無定役囚にして結髪の者服役を請願し許可せしときは結髪の儘就役せしむるや一定したし

（決）、結髪の儘就役せしむるも他の役囚と別異するを要すること

一押丁の冝否を以て長短靴を穿用し又外套の着用を乞ふものあるときは之を許可するや一定したし

（決）、各縣に於て制定しある服裝の外許可せさること

一囚人懲罰執行中父母の喪に當りたるときは懲罰執行を中止するや一定致度

（決）、處罰の執行は中止せさること

一刑事被告人再入者の監房別異は如何一定したし

（決）、監房の許す限り初入再入を區分すること

一輕病患者なる休役囚は病監にあると否とに拘はらす自由に臥牀せしむるや一定したし

（決）、病監に移すものは自由に任す其他は一定の檢束法に依る

一役業の種類に依り囚徒に徂徠襆体を許すは差支なきや如何

（決）、徂徠襆体は一切許さゝること

一看守以下傳染病の時は診斷書は監獄醫に限るか將た病者其者の自由に任するか一定したし

（決）、傳染病者の自由に任すること

熊本縣提出

一囚人は初犯と再犯以上を區別するは勿論なれとも待遇上に隨て區分なるへからす果して然らは魚肉牛肉等を初犯者に一週間に二度を給するものとせは再犯以上に一度を給するものとす

（決）、否決

一囚人をして正坐緘默せしむるは各縣既に一定せしならん然るに猶一層嚴正なるを主とし背坐法を施行せしむることを望む

（決）、監房工場とも可成實行すること

一在監人の書見及神佛禮拜は發音を許さゝることに一定せられんことを望む

（決）、在監人の書見及神佛禮拜（房内工場共）は發音を許さゝること

但教誨堂に於ての禮拜は此限りにあらす

一在監人に夏季は布團を與さるへし其期限を一定せんことを望む

（決）、夏季と雖とも貸與すること

但漸次夏冬二枚の布團を調製給與すること

一在監人に對し受禦法を一定せんことを望む



ごと

一後會は明治廿六年四月五月の間に於て宮崎縣に開會すること

但例頭の會期は前以て宮崎縣より各縣へ照會の上決定すること

一總囚教誨は種類別となすと雖實別に依るとは各縣の事狀に依り適宜之をなすこと

一在監人食物の配與死屍の取片付刑事被告人の看病理髪及藥品調與は分掌例の通り執行すること

一囚人を押送するときは途中行狀錄を添付すること

一囚人の書見は到着官署に於て處置すること

一各縣とも廿六年度より看守傳給諸算は八圓以上とすること

一後會より會議に付すへき問題は前以て開會地の典獄に回付すること

一佐賀縣に於て開く例爲九州各縣監獄教誨師會協議會提出問案議決の項目仕左の如く取扱ふこと

第一項　是迄の通とし若し繁害を生したるときは之を防止すること

第二項　宗教者を採用するや否とは教誨師の權外に渉るものなれは本議採用の限りにあらす

第三項第四項第五項第七項第八項第九項第十項第十一項第十四項第十五項

第十七項第十八項第十九項第二十項第廿一項第廿二項第廿三項第廿四項第廿五項第廿七項第廿八項第廿九項第三十項第三十一項第三十二項第三十三項第三十四項第三十五項第三十六項第三十七項は各縣適宜に取捨すること

第六項　採用せさること

第十二項第二十六項第三十六項第三十七項は各縣適宜に取捨すること

第十三項　許可せす

第三十五項　毎年一回追吊を許すと雖とも單に讀經に止め其供物等を四人に分配するを許さす

第十六項　許可すること

在監人食糧（第一號）

入合食　開墾（原野荒地）　採鑛（纖炭採掘）　運搬（土石砂利）　土方・土砂堀起）

碎石（荒石切出）　米麥搗夫　土搗夫　土煉夫　木挽　炊夫　煉化土

七合食　打　薪割　田畑鋤　耕耘夫　石工　水取夫　機織綱引　掃除夫　紙漉打方

建家大工　左官　煉瓦製造　推皮搗　機織（小倉織ノ類）　疊床貼　瓦

鑛治工　軸木胴突元取　仝押手　仝割方　仝俵造　仝煮方　藁打　穀物

引割

六合食　曲物工　輕掃除夫　監內諸運搬　指物工　桶工　紙漉　疊刺　藺染
花莚織　紙千方　大工左官手傳　機織　米麥舂　味噌醬油製造　洗
靴工　炭鍛夫　機鑢工　靴工　看病夫　竹細工　傘製造　唐木
細工　網付組糸絞（男）　鞋木舂方　仝乾方　莚及叺打小手方　工場
雜役　藁莚　四洋裁縮　紡績（男）　湯沸夫　理髮夫
精皮手綿　反古撰　精皮晒　駄袋作　桐木削　黃柏削　合セ紙　紙
五合食　揃　紙截　罫紙摺　精皮莢　籠編　精皮水撰　荷縄燃　蘭晒　荷造
花莚澤出シ　筵撰　草履作　縄索　漆器工　草鞋作　米搗　和裁縫
洗濯（女）　紡績（女）　機織（女）　石（石盤、硯、鉛、文鎭、日、印材）
看病婦　場除婦　器械夫　炭團工　軸木板揃　仝撰方　仝結方　莚
打差方　參交セ　藁廻シ
看守教習所課程表（第二号）

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | 監獄則及仝施行細則 | 看守及監獄官吏ニ在監人行狀及刑事訴訟法ノ諸條項 | 仮護ノ心得及在監人處遇ノ心得 | 非常變災時ノ心得 | 官吏服務紀律ノ大要 | |
| | 實務 | 實務 | 實務 | 實務 | 實務 | |
| 午後 | | | | | | |

課程ノ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ

## ○追吊會兼送別會

内務省監獄課員諸氏の發起に係る故フォン、セーバッハ氏の一週年忌追吊會は前警保局長小松原英太郎君の送別會を兼ね九月廿二日東京上野公園櫻雲臺に於て催されたり當日神奈川縣監獄署員一同よりはセーバッハ氏の墓前に美麗なる挿花を供され又曾て靜岡縣より練習生として撰抜せられる松田、佐々木の兩君並に寺井宗平君より香花料として金圓を寄せられたり而して來會者は靜岡縣知事小松原英太郎君警保局長大森鐘一君警保局主事高崎親章君東京集治監典獄石澤謹吾君神奈川縣典獄小泉保直君警視池上四郎君兵庫縣典獄下見重愼君埼玉縣典獄山室元吉君群馬縣典獄福原三歳君千葉縣典獄福原元貫君栃木縣典獄若山茂雄君埼玉縣北鴻飾郡長須藤周三郎君石川縣監獄支署長前田傳君市ヶ谷監獄支署長怡土信吉君東京集治監書記增村嘉則君仝看守長中川新次郎君仝書記廣川則修君仝監獄醫安田有秋君神奈川縣監獄書記山內副忠君市ヶ谷監獄支署看守長東鄉助五郎君警視廳監獄署看守長秋山平八郎君石川島監獄支署看守長横江勝桑君千葉縣木更津監獄支署長阿部武之進君東京集治監書記豹島和造君神奈川縣看守長木村義利君仝書記町野次周君長野縣監獄書記坪井直彥君東京集治監書記河村貉穗君仝屋立安之君市ヶ谷監獄支署看守長神尾虎之助君神奈川縣看守長本間主貞君群馬縣看守長坂口慶吉君仝看守長尾原勘作君東京集治監看守長野宮市太郎君仝敎誨師後藤誠諦君內務省警保局監獄課小河滋次郎君柏島孝美君神谷彥太郎君眞木喬君山上義雄君野村龜藏君小島吉太郎君朝野新聞社西野寬司君大日本監獄協會佐野尙君等にて佐野君專ら幹旋の勞を取られ散會したるは午後十時過きにして頗る盛會なりき

## ○獄事家懇話會

同會は九月廿二日午後一時より東京上野公園躑躅松亭に於



て開かる曩に北陸中國及山陰の諸監獄を巡回せられし東京集治監典獄石澤謹吾君內務省監獄課長小河滋次郎君監獄課員神谷彥太郎君の有益なる談話ありたれは其筆記は次號に登載すへし

## ○西公使の談話

九月二十三日午後一時より內務省議事堂に於て西全權公使第四回萬國監獄會議の實況に付き談話あり傍聽は廣く監獄關係の諸員に許さるゝと云ふ

## 獄事彙報

●外國人差入物ゝ驚く　有名なる横濱車夫殺害事件の教唆者獨太國人バーメーは目下戸部監獄署に留置中なるが日頃同縲人と懇意なる留置場百六番舘獨逸人ハッカーなるもの去る十四日同縲人に差し入れ物せんとて西洋料理を持行きたるに早速許されたるも例の一々毒味を爲すべしとて バタ、カラス、ソップ、鳥、其他一切悉く少々宛食せしめしに本人は許方なく一々試みたる上漸く差入れたるも何分數多の品數を毒味する事なれば容易に非すと同人も大に驚き爾後は斷りくなどと物語り居る由　（明治廿五年九月十七日中央新聞）

●分監の紛擾（北海危言）　北海道に三集治監あり、空知樺戸釧路の三監即ち是れなり、而して其監內整頓して最も靜謐なるもの空知樺戸釧路の三監即ち放に此紛擾を惹起して模範監獄と謂ふ、然るに今まで模範監獄の名沒して將さに紛擾監獄の實起らんとす亦た悲しからすや、先きに集治監官制を改正し空知を以て分監となすや木下勝全氏來つて分監長となる、而して其行ふ所苛酷にして其施す所抑壓なり、看守怨み、押丁憤り、囚徒亦た恚み、其內部漸く紛擾す、木下氏非職を命ぜられ八田裁明氏之れに代るも未た此亂麻の紛擾を截斷するに遑あらす、八田氏又他に轉して手塚弘氏其後を承く、手塚氏の手敏なるか、剌なるか、看守不平を唱へ不滿を懷き其極終に逃走するもの相踵く、手塚氏の手果して能く之れを整理し之れを鎭定するを得へきか、嗚呼前典獄渡邊維精氏の苦心焦慮して模範監獄の美名を博せるもの其人去つて未た三年ならす早くも紛擾監獄の醜名を博せんとす、誰れか俾績人に在らさると謂ふものぞ　（明治廿五年九月十七日北海）

●放バハー氏の追善會　內務書屋司獄官教授横濱監獄署詰たりし脳逸人放バハー氏の一週年に相當するを以て同氏の知友等は昨日午後七時より東京上野櫻雲臺に於て追善會を開きたりと　（明治廿五年九月廿二日横濱貿易新聞）

●當監獄の電話機　當監獄署內典獄室と警守課とは全構內にありながらも其距離一町半も隔たり且つ典獄と警守課長とは事務上特に密着の關係を有し執務時間中數十回の往復をなし時間を浪費すること多きに付若山典獄にも何か便法を設けんと種々考案中なりしが他に方法もなき故前記の如く警守課と典獄室との間に電話機を仕懸くるとに決し過般東京三田の田中電機工場へ注文なし置きし處數日前到着せしに就き直ちに取付け去る十三日より使用を始めしが數多の勞を省き立處に其要を辨するを以て當分之を使用するは今回を以て嚆矢とするよし　（明治廿五年九月十八日下野新聞）

●監獄費國庫支辨法案の提出を見合す　監獄費國庫支辨は三府會十八期會一方の參考會よりも已に其筋に請願ありし次第なれとも前內閣か兩度迄議會に提出して兩度ながも否決せられたる法案なれは今度た第四議會に提出するも現內閣は萬事議會と衝突を避くる方針にて此程意々同法案は斷然之れが提出を見合せ議會自から選擧區民の希望に促がされて之れを提出するの期を待つに如かずとて遂に其事に決定したりと云ふ　（明治廿五年九月廿二日國會）

●北海道出獄人保護會社　北海道各集治監に服役中なる既決囚は目下七千有余人にして之に札幌圍館模範等各監獄にある者三千余人を加ふる時は全道人口二十万人の四十分一なり該囚は惡漢無賴の重罪犯にて此重罪犯人は追々滿期放免となるものあるか一度犯罪せる者は大低再犯三犯の惡事を爲す者多しされ故に出獄の後寄るへき知人もなく差向き職業を得さるより知らず〳〵再び郡路に踏込むなれは出獄人を保護し扶等をして職に就かしめんため道廳より同社に十時厚野と貨下け囚人をして開墾に從事せしめんと共井上典獄は專ら奬力し居らるゝ由　（明治廿五年九月廿三日國會新聞）

●場玉県囚保護協の現況　近年各地に県囚保護協設立の企業ありと雖も三三の保護協を除くの外は何れも維持方に困難を來たし終に埼玉縣各宗僧侶の慈善心あるは是れ亦た我が愛慮するところなり然るに埼玉縣各宗僧侶の慈善事業として開設せられたる同協は去る二十二年の創立にて保護を加ふる者十七年下に沸り已に旅費を與へて歸國正業に就かしめ又は監視濟の上管て備役せられし人家に愛便せらるゝありり中に就き浦和町及び近在に一戸を設け妻を迎へ業務に精勵し居る者も同三名に及ひ現今在協は七八名なるか何れも農業に從事し正業に就くの目的を懷けり但し去る廿三年度は縣下未曾有の水害にて殆んど維持法に困難せしか本年七月更に保護の方法を改正し大に費用を

節し簡易なる取扱を設けられたるを以て現今の狀勢にては格別の障礙も起らされは基礎まず〳〵固定して將來必らず維持を全ふすへしといふ加之ならす同縣知事幷に典獄諸氏は此擧を賛成し知事よりは金一百十餘圓を寄附したりと去れは漸やく有志の義財を募集せらるゝ心算なりといふ

（明治廿五年九月十四日東部毎日新聞）

●青森縣監獄署の近況　荒川なる青森縣監獄署内の出來事に付きては縣下人民一般の視線を集むる所余豈も一段の注目を爲し居る次第なるが今ま同署内の流行病とも申すへき非職免官、辭職沙汰は今にその跡を絶たすやありけん同署雇淺田武七氏は今般その職を辭したるかその他二三の署員にも近く辭職を爲すへきものもやうありといふ▲書記手塚篤氏の出張　青森縣監獄署手塚篤氏は一昨晩とやら急遽弘前支署に出張を命せられたるよしなるが其事件の何やらんは余豈局外者の與り知る所にあらす▲刑事被告人の待遇　看守といへる獄吏等が刑事被告人を待遇するに於て種々の風評を言ひ傳ふるものあれど是等は再探の上不日詳報することゝあるへし

（明治廿五年九月十六日東奥日報）

●研究會（監獄署内）　宮城監獄署内看守諸氏には從來職務の余暇を以て道德學刑法及獨逸監獄法擊劍等の數科に就て攻究し來りしに尚又刑事訴訟法研究の必要を感し當市在留某法律學士を招聘し期日を定めて專ら講習する由なり

（明治廿五年九月十七日仙臺東北新聞）

●典獄會議　本月滋賀縣にて開くへき兵庫假留監部内典獄會議の期日は三十日と定まり其旨夫々通報ありし由

（明治廿五年九月十八日大坂朝日新聞）

●北海道監獄の疑獄　札幌監獄署副典獄たりし小野武衛の監守盜事件は札幌地方裁判所に於て昨年以來訊問中なるも尚未た決定せさる中又々函館なる龜田監獄支署疑獄の報に接せり同支署長高橋吉明氏は元根室地方より轉任したる者にて其際同氏か兼て懇親なる後藤常次郎なる者を伴ひ來り又根室監獄支署の下受負を爲し居る者を呼ひ之をして需用品を貧はしめたるに常次郎は同金を私し且つ同署の薪炭等にも不都合ありしと發覺し北海道廳典獄石川慶吾氏同署に出張して調査したる上常次郎外一名を告發したりと

（明治廿五年九月十八日近江新報）

●長野監獄の分房　同縣に於ては本年七月より監獄分房の制を施行せしか此は近來監獄學者の實驗により歐州諸國に行はるゝ所の分房制に基き初犯にして將來に望みを有するものに限り分房雜居をなさしめ善誘、看守長、教誨師、醫士等毎日交互に見廻り改悛の話をなし彼れ囚人をして其精神を改良せしむる爲め設けたる者なるか第一罪質の傳播を防き、第二既往の非行を省み悔心を生ぜしめ、第三議論の裡に在て無聊中に坐作の業を執るを以て之を無上の樂みとするに至る等其の効驗著明なりと云ふ

（明治廿五年九月廿一日大日本教育新聞）

●北海道の囚徒役場を襲ふ　北海道北見國の網走分監囚徒三名は去月十四日救郡湧別村の外役先より逃走し近傍の農家に侵入して獄衣を棄へ網走常呂兩郡の山野を徘徊し居るより其筋に於ても捕縛方嚴重なりしに去る廿七日午前二時頃突然美幌外五箇村の戶長役場を襲ひ戶長野崎某氏を縛し窓より叫きつゝ飛び出る妻女等をも悉く擊き止めて今は他に怨るへきものなければ同役場内を隈なく捜索し有合せし飲食物等を悠々として大飲食し續銃二挺、彈藥其他衣類より米味噌等に至るまて目覺しき物を攫き集め其儘立ち去りたりとの報網走地方に達せしかば直ちに追捕の爲め馳せ向ひたるよしなるが同役場は明治二十一年の新設に係り六ヶ村を管轄するものなれど各村とも現住するは蕃土人のみにて内地人は戶長一家族の外なく蕃土人にて種々二千戶許りに過ぎさるのみか其三十戶の内にても壯健なるものは大概海濱に出で、漁夫の雇業を爲し居るもあり老幼のみに留まるを以て萬事に不便の地なりと云ふ

（明治廿五年九月九日時事新報）

●監獄署の小倉織　目下據へ附の織機は十三挺にて一ヶ月の製造高は六反なりと社員か同署製造の小倉縞洋服地を見たるに織方緻密にして之を其本尊たる小倉製に比するも毫も遜色なきか如しまた其進歩の速やなりしは當局者も意外に思ふ所なりとぞ目下巡査の服地を製造中なるか出機ハヒ甚た宜しと云ふ

（明治廿五年九月三日豐州新報）

●政界二則　政府は沈默を以て主義となし無爲を以て政略となすと云へるこれは世間に傳說せる所なるか其實を正せは斯く見せ掛けるの政略にして内心は無爲など云ふ安氣の沙汰ならで火の車廻り〳〵て日毎々に民業に對する策を廻や角と考へ煩ふ次第なりと云へり總して政府沈默を守るも凡そ二三週に及ひなは民黨は耐へ兼れて種々と註文獻立を持ち出をへしと思ひしに此方も持重浅りに發せさるより此頃に至りて政府は一層前途の方向に關しモヂカシく案し煩すらひ居れりと云へり扨ても政府は地租の問題は到底第四議會に避け難き難問題たりと見て頃者はポツ〳〵話を進めつゝある由なるか現政府は前總方内閣の如く修正と監獄費とを併せて提出し修正の方は後ち〳〵への苦情を絶ちて先つは當分完全公平なりと云ふ程に鄭重にして斷行すへしと警言し調査の事までに常議會の決議を並め置き監獄費丈けは植ちに國庫支辨に復する請求をなすの考へなりと云へり尤も此際は伊井伯か方すより出てしては覺へす渡邊大藏大臣清浦司法次官等の考より出てしことなりと思ほるゝも差し當り此他には好き分別なかるへしとそ

（明治廿五年九月九日國民新聞）

●兩明に因て刑を免る　宇國の砲兵士官トーマスなる者千八百六十四年軍事



上の秘密を漏したる廉を以て軍事裁判に於て十一箇年間の自由刑に處せられてより以來同氏は獄中にありて砲兵に關する百般の事物を改良せんことを企圖して怠らさりしか今や其熱心精勤の結果空しからすして大砲の構造上從來應用せる方法に大改良を施したるものと認むへき新規の形狀を發明し得たりと云ふ同氏は嚮に其研究し得たる事項の確實なるへきを信認せさや否直に其旨を陸軍省に通知し同署より其事情を政府へ具申せられんことを請願せしに二三の砲兵士官直に同氏の許に來り親しく其發明の事項を見聞し其尋常の發明にあらすして効用の著大なるへきを認め其趣を陸軍省へ報告せり依て陸軍大臣は遠に此兵事上重要なる新發明者の刑罰を赦免するの手續を爲せしか其赦免狀は彌〻八月十日右の獄署へ到達せりと

（明治廿五年九月十七日日本）

●在監人の減少　警視廳監獄署（銀治憲内）の未決在監人は一時（掛法官の暑氣休暇中の故）千有餘名に達したるも去る十二日以來絶へ八百名内外に減少したりといふ

●永松典獄轉任の噂　永松典獄は近々福岡縣典獄に轉任さるゝやに噂あれども信偽は保証せず

（明治廿五年八月十一日高知市高知日報）

●國太い曲者　宮城集治監に在監中の囚徒中澤政吉は有期徒刑十三年の刑を受け居る者なるが去月廿七日の夜破獄を謀て首尾よく獄を脫け出で其後着て出たる獄衣を棄て裸體の儘にて船越同縣知事の邸に忍び入り船越家定紋附の羽織單衣始め袴帶帽子など其他ありすべての品を物み出し身裝を揃へ直ぐ其足にて同夜更に第十七聯隊長淵本陸軍中佐の宅へ忍び入つて又〻衣類數點を物み取り翌日は立派に着飾つて紳士と見せ掛け仙臺市の某樓に登り無錢遊興の末又河岸を替へて他の樓に登りなどし巧みに跡を晦まし居たれど八幡町の八幡社内に裸體と成り凍んで居たる處を警官に見付り取押へられて一昨日遂に同地裁判所へ引渡されたり此の囚徒は是まで十回以上破獄の罪を犯したる者なるよし隨分圖太い曲者なり

（明治廿五年九月九日日本）

●司法省の改革　同省にては高等官中の轉任進級も今明月中に擧行する由又弄花事件破裂よりして中央に才識の缺乏を感ずるに至りたれば此節地方在勤の裁判官中敏腕の人士を中央に集め中央老朽の分子を以て之れに交代せしめんと評議中の由又た同省中二三の人士は今日内務に屬する全國監獄を司法の所轄に屬せしめんとの說を抱くものありと云ふ

（明治廿五年九月九日國民新聞）

●監獄の不整理　府縣の監獄事務は典獄の管掌する所ろにして府縣知事之れが上位に立ち典獄若し其職を得されは十分矯正の手段を執りて正路に就かしめ尚其處措失當の事多けれは則ち懲戒の果斷に出つるも何の不可か之れあらん嘗て我が富山縣の典獄職を辱せし宮地某は官金を私消し其遣累たる關係と共に處刑せられたる如きは縣治の一大汚辱にして爾來監獄事務の整理を切望するは縣民一般の意向なるか今日に至るも尚ほ種々の世評に接し吾人をして尊た監獄事務の不整理を痛歎せしむる者是れ地方人民の不幸と云ほさる可けんや之を聞く

某縣の獄司は總撰擧の際東奔壯士若くは博徒の類なりて御用候補者の爲め奔走せしめたる縣故にて當時殴打或は其他の犯罪により入獄の身となるも一向に看守等の言に服せす看守等之を叱責すれは輒ち傲然として曰く典獄に言ふそ又た或る囚徒は獄司の縣故によりて應親戚知己の面接を要め筆墨濃滅の相談を遂け看守等を視るも恰も敵分意せを獄司は知て是等の面接相談を悦ふ者の如しと

富山縣の監獄事務不整理なるも未た斯く事務の紊乱甚しき者ありと雖も尚ほ縣治の典獄職を辱せし宮地某は官金を私消し其遣累たる關係と共に處刑せられたる如きは縣治の一大汚辱にして爾來監獄事務の整理を切望するは縣民一般の意向なるか今日に至るも尚ほ種々の世評に接し吾人をして尊た監獄事務の不整理を痛歎せしむる者是れ地方人民の不幸と云ほさる可けんや之を聞く

某縣の獄司は總撰擧の際東奔壯士若くは博徒の類なりて御用候補者の爲め奔走せしめたる縣故にて當時殴打或は其他の犯罪により入獄の身となるも一向に看守等の言に服せす看守等之を叱責すれは輒ち傲然として曰く典獄に言ふそ又た或る囚徒は獄司の縣故によりて應親戚知己の面接を要め筆墨濃滅の相談を遂け看守等を視るも恰も敵分意せを獄司は知て是等の面接相談を悦ふ者の如しと

富山縣の監獄事務不整理なるも未た斯く事務の紊乱甚しき者ありと雖も尚ほ縣治の一大汚辱にして爾來監獄事務の整理を切望するは縣民一般の意向なるか今日に至るも尚ほ種々の世評に接し吾人をして尊た監獄事務の不整理を痛歎せしむる者是れ地方人民の不幸と云ほさる可けんや

●恐るゝ可きは囚徒なり　集治監拘禁の囚徒は舊法懲役十年以上の重罪犯者のみにして其内或は民權伸

張に熱心なるの餘り亂暴過激に流れ知らず識らず刑辟に觸れたる囚事犯者の如きも可憐の徒なきに非すと雖も、其中の八九は組先遺傳の惡流若くは幼時より羣事に慣染して第二の天性を養成したる鬼漢にして、其相貌たる高頬隆鼻眼鋭く陷沒して瞳光爛々人を射、一見以て心神の正しからさるを察知し得るの徒のみ勤化遷善の方法如何に完備すと雖も五年十年の短日月間に於て之を化して善人たらしむるの望なきや多辨を待たすして明かなり、然るに我北海道に於ては數年來經費節減に究するの餘り、彼の囚徒を移して以て土木工事に利用し拓殖を進捗せんとし、頻りに囚徒の移轉を渦望してより、知らず識らず其員數を增加し今や既に七千余人の多數に上れり、而して其每年脫監越獄する者數十人を降らさるか上に本年以後は滿期解放せらるゝ者每年百を超ゆと聞けり、若し夫れ今日に當り是か善後の策を講せすんは其害や擧けて數へ難きに至らんとす、蓋し歐洲諸國か罪囚を流竄するの難島は其民の居住せさる處に非すんは、全く其民の村落と別離し兩者の間に嚴然堡砦を設けて其害の其民に及ふるを防けり、對岸の哈喱島に於ける魯國囚徒部落の如きも其警備頗ふる嚴にして旅客一度足を囚徒村落たるを知り得へし、夫れ然り此の如く其民より離隔するに係らす、彼等囚徒は絕望の境界に沈淪するか故に、冒險を冒險とせす、殘忍を殘忍と感せす、萬一を僥倖せんと欲して絕望の運動を試み、脫監逃走して其民に加害する事甚しきを以て、該島の其民は脫監囚を惡ろ、と熊よりも尙甚しと言へり、我北海道に於ても現に集治監近傍の地に在りては其民か緒衣の鬼漢を恐ろ、事熊よりも寒よりも甚しとなし、一度彼等の越獄逃走を聞くや相警め以て安眠するとなし、且夫れ今後續期放免囚の增加するに至らんか曾に其恐懼を增すに止まらすして、惡徒敢亂の結果は其民の風俗習慣を亂し、遂には神聖なる北海道をして盜賊の巢窟と化せしむるに至るや知る可からす、局に此事に當る者須らく彼の薩哈嗹島に於ける實況を鑑み、南澤諸島に於ける英佛罪囚の實跡に徵して、今日未た其弊害の甚しからさるに當りて、斷然本道の集治監を廢して以て本道の神聖を護るへし、嗚呼恐るへきは囚徒なり、戒むへきは今日に在り、當局者請ふ國躇する勿れ

（明治廿五年九月十五日北門新聞）

## ●北海紀行（其十五）

鐵城人士

### 囚徒の外役出張所

北海道の集治監費は每年國庫より凡そ六十万圓餘を支出す以て囚徒の數の夥しきを知るへし左れは囚徒の力を利用して拓地殖民の地歩を作るは今日に於て權宜の政策なり余は新開地に至る每に囚徒の外役出張所を見たるか上川原野に至るに及んで實に其の盛なるを目撃せり本年の新設に係る旭川兵村に設けたる出張所の如きも其の規模大にして木挽器械を備へ頻りに建築用の材料を供給する勉め居るなり

更に明年を期して一大兵村を新設せんとし經營中なる小春村（永山村を距る東一里半）にも亦た外役出張所を設け現に二百餘名の囚徒之に移りて專ら道路の開鑿兵屋の建築をなし居れり兵屋一戸の建築を囚徒に受負しむるときは百二十五圓乃至百三十圓を要し而して其の構造頗る堅固なれとも他の土木業者に請負しめんには一戸凡そ百七十圓を要すると至る道路の如きも囚徒の開拓せるものは充分に土砂を盛りて堅牢に之を固むるも他の受負人は樹木の枝葉を數ヶ僅に表面にのみ薄く土砂を布きて化粧する爲め降雨一番すれば路は已に曉々たり放に將來の損益を計較するときは成ろへく囚徒を使役するは利益あれとも實際の賃工錢及ひ監守押丁の出張旅費等を算し來たれは往々不經濟となり勢土木業者に受負しむるありといへり

### 外役出張所の構造

今まや熊羆の巢窟たる無人の境を拓くと云へは囚徒の外役出張所は先づ深く內部に侵入して道路を開き兵屋を建築し而して屯田兵之れに移住す既に兵村の成立あれは味噌、醬油若くは酒、石油等日用必須のものを鬻くの商估之れに附隨して移住す故に初めて外役出張所を置くに當りては荊棘を披き僅に交通する位なれは出張所の構造は至て簡畧にして則に外圍を繞らしたるものあらす其の監房と云ふも茅葺松樓僅かに風雨を凌くに足るのみ「集治監外役囚張所」の門標を見て初めて此れを內地に於て恐しき重罪を犯せし極惡人の群り居る處なるを知るも意なくして看過するなき構造にて尋常の土木人夫か集まるを作工小屋と思ふなり斯の如く極めて簡畧なるき構造にて囚徒は鑓ま脚に任せて逃遁すへく思はるゝも實際失踪の憂なきこそ不思議なれ小春の出張所にて本年の春二三の逃亡して森林に隱れたるもありしか第一に食物に窮し第二に熊に襲はるゝ恐れあり此の二個の大敵に迫られて彼等は一兩夜を蒐林のうちに明さゝるに早く已に人家ある處に出て怨ち捕へらるゝ其の一人深く藏れて出てさるものありしを森林の四面より火を放ちて之を求めたるに堪り得す終に現れ出て、捕縛されしとなん但し何故か新聞記者などの構內に入りて仔細に其の實況を視察するの如きは最も當局者の嫌ふよしにて余は其の外圍より覗ひ見たるのみ

### 囚徒の將來

現在勢しき囚徒を利用し居るは北海道の爲めに部合よき機なれとも土地の開くるに隨ひては漸次に今日の如き必要消へ行く可く殊に昨年まで集治監より解放したるなき本年は期滿のもの百名ほと解放さるゝありて以後は年々百名餘の解放者ある筈なりと云ふ彼等の獄を出て自由の人となや如何に其の身を處るか其の前途氣遣はしきかさにして幾百の犯罪者の北海全道に徘



し居るとあらは將に移住せんとする良民をして其の氣を阻喪せしむるなきか當局者の最も注意を要することあらん

### 倉廩充而知榮辱

囚徒の話とは少し縁み遠けれとも記臆すへき一事實あり現在の要地たる函館小樽を始め札幌、根室等にて現に立派なる財産を有し土地の慈善家として迓小樽を始め札幌、根室等にて現に立派なる財産を有し土地の慈善家として迓られたる人々の中には二三十年以前墳墓の鄕に在りしときは隣保に指彈されしもありと見へ先年當局者か或る北方の一港にて戶籍の不整理を嘆し其の調査に着手するや土地にて學校費、道路費等の公共事業には卒先して出金する風指の紳商などにも忌しき歷史を有するありて甚た差支を生するあれは終には其の調査を中止せしとありと云ふ畢竟是れ倉廩充而知榮辱もの歟

（明治廿五年九月九日郵便報知新聞）

### ●監獄談の概要

新舊警保局長の送迎と新任高崎主事を歡迎し筵ねて御雇教師たりしゼーバッハ氏の一周年祭を執行する爲め近各府縣の典獄上京したるに依り事務打合等の兼ね各典獄は昨日午後より內務省に會合したるか其席には內務省各高等官も臨席し西鄕國特命全權公使は一昨年より昨年の春に掛け露都シントペートルスボルグに開きたる萬國監獄會議に日本政府の監獄委員として出席したる顚末に就き凡そ一時間半の長演說をなしたる由なり今其概要を聞くに公使の演說は萬國監獄會議の歷史より說き起し一千八百七十五年始めて英國倫敦に同會を開きしより次て一千八百八十年端典のストツクホルムに第二回を開き一千八百八十五年以太利の羅馬に第三回を開き一千八百九十年即ち一昨年露都シントペートルスボルグに第四回を開くに至りしより進んで此の會議に露國の皇室も人民も非常の熱心を以て力を致したる次第を述へ其の會議に要せし經費は十万ルーブルに達せしも其三分は市廳に於て負擔し其の餘は皇室より支辨し及び此會議と共に起りたる監獄に關する博覽會即ち囚徒の作りし種々の物品及び各種の主要なる書類等を聚集し公衆の觀覽に供したる經費も皇室之れを支出し又此の會議には各國の委員も參集したるか中にも佛國の如きは此の會議の爲め二十八名の委員を出席せしめたり此の二十八名の委員の內には民間有力者の盡力に依り派遣したるもあり殊に注意すへきは婦人の二名まて此の委員の內に加りて熱心に會議に從事したることなりと又露國の皇室及び人民は此の會議に參集したる各國の委員に對し頗る優待をなし滯在の如きは特に割引をなせりなと云ふ西公使は總て是等會議の前後に於ける摸樣を陳述し夫れより議事の摸樣を說明せり會議の議事は總會議、部會議の二ありて部會議又三部に分れ第一部會議は罪囚に關する刑法及ひ監獄の規則類を議し第二部會議は監獄の經濟に關する件及び囚徒の作業上に關し種々の討議を

なし第三部會に於ては幼年囚の懲戒法に就き審議をなせしか第一部會議に於て重要なる問題たりしは囚徒の罪名即ち強盜、竊盜等是等のことを一定せんとの議なりしも各國人情風俗より其の他諸般の習慣に至るまて大に異なる所あるを以て此を一定せんは尙各國の言語を同一にせんとするに同しけれは到底其の目的を達すへからすとの論なるものあり結局成るへく此の方針を以て各國共に盡力するに決定せり第二部會議に重要の問題たりしは囚徒作業の種類なりとす此の事に付ても種々の議論ありたりと第三部會議に於ては動年囚懲戒法なりしか此の事は監獄會議中尤も重要の議事なりて種々討議の末幼年囚を懲戒する爲めには各國共に大に懲力すへきことを決議せりと云ふ公使は此の會議の議事に付き種々の談話をなせし後尙露國に近年監獄上に注意し大に盛力のあるとを說き聽て世の學者間に議論ある一房一人の分房監を露國か設置したることを說けり此の分房監は百万ルーブルを投して建設したる者にて其の宏壯なると實に目を驚かす許りなりと云ふ

（明治廿五年九月廿四日朝野新聞）

### ●監獄の入札法

流石に絕にす一千餘人の囚徒を有して年々數万圓を遣拂ふ監獄署のことゝて米麥より味噌醬油の類と雖も滯貯すること至つて多く月の內にも數回物品の買入を爲すは世人の已に知る處なるか偖て凡そ官衙の物品購入等に關しては兎角に忌まはしきことの起り勝ちにて聞つて苦情も多きものと見へ當地監獄署にても嘗て之れに關して種々の風說を耳にしたることあり當時の香川新報にも苦情の上りたることありしに現今大に此邊に注意せらるゝものと見へ種々入札法買入方等に就て考案を凝らし仮令は米麥醬味噌醬油漬物の類は當市中にて數年來當業一正直實体の聞へある商人數名を擇んで其等の商人を指定し入札せしめ以て諸種の弊を除かんと目下其向々の商人を取調の中なるやに聞く此方法にして能く從來の弊を制するを得は仕合せなれと偖て實際如何のものにや

（明治廿五年九月十六日香川新報）

### ●監獄費國庫支辨案

監獄費國庫支辨案は第二國會解散の問題にして且つ地價修正地租輕減と對する政畧問題なれは先日來の內閣彈劾會議に於ても大に審議を盡す所あり若し監獄費國庫支辨案を再び議會に提出せすとせは彼の剩餘金に付ては別に處分の道を講せさるへからす左りとて地租輕減の如きは斷して內閣の同意せさる所なり又た地價修正の如き一朝一夕に着手し得へき事業にあらす彼に來れは監獄費國庫支辨案こそ冬府縣不可一日之內地方稅に轉換せしは畢竟國庫經濟の不如意より出てたる事にして殊に監獄整理の目的よりするも國庫支辨とせは大に便宜を得へきものなれは旁々前內閣と議會との間に於て相方行掛上の感情は是非なき事なれ兎角此法案は第四議會へ提出することに決定したりと云ふ

（明治廿五年九月廿二日中央新聞）

●監獄費國家支辨法案　△昨帝通　一報を齎す其略に云はく監獄費國庫支辨法案は次の議會に提出し押し切ることに閣議一決せり　△然れ共　吾曹の探究する所に依れば是れ妄想臆斷にあらされは則ち一の提這說何となれば本問題は未た一たびも閣議に上らすといへはなり提出するもせぬとも押し切るとも切らぬとも閣議に上らぬ前早くも一決する謂れやはある

（明治廿五年九月廿二日東京日日新聞）

●復讐奇談　先頃は母に孝を盡さん爲めに現在の妻を殺して其生膽を取りし奇談ありて世人の心を驚かせしに今又嚴禁たる復讐奇談を聞得たり今其次第を記さんに岐阜縣惠那郡苗木町に住する舊苗木藩士鈴木鍉三郎なる者は數年前より同藩の大參事青山直道氏（當時同縣大野池田郡長）を不俱戴天の父の讐と附狙ひ曾て揖斐町なる郡役所門前に於て短銃を以て同氏を狙撃し已に計果したる事と思ひて直ちに同地の警察署に自首し謀殺未遂犯として岐阜監獄に繋留の身となりしが歟當山は死せしにあらで今尚ほ存命なる由を洩聞き無念の餘り後に破獄して度々を彷徨ひ歩き艱難辛苦を嘗めつゝある中再び越中富山に於て青山に邂逅し遇ふしは天の助けと喜び勇み用意の刀を引抜いて矢庭に斬て懸りしも本意を遂げずして其筋の手に捕へられ昨年の夏岐阜へ護送せられ再び同所の監獄に呻吟し居たりしに其年十月廿八日は彼の大地震にて同堵は一方ならぬ混雜を極めしや脫監して影を隱し一圖に青山を狙ひ居たり右に付き同縣警察署にては嚴重に其踪跡を探偵の所去る七月廿二日の夜鍉三郎は竊に苗木町なる舊同藩士石原定安方へ尋ね來り其後も屢々他の家に出入する事を探知し警官は日夜姿を扮して通路の要所に待伏せするなど種々に手を盡したれど未だ捕縛の手懸りに至らざりし然るに舊同藩士木野忠鼎方へも是れまで數回來りしことあれは尚此後とても來るへしと本月十八日の夜中津川警察署長橋本警部か松波高坂の兩巡査に命し水野方の近傍に潛伏させて同家の樣子を探らせたるに果して鍉三郎か來合せ居たるにそ兩巡査は出るを待つて捕へんと尚ほ門前に張番してそ居たりけり新ら折しも鍉三郎は內より戶口を五寸許り引明けて外の樣子を窺に親び早くも夫れと察せしにや驚きたる体にて內に難入り假に燈火を吹消したるか兩巡査は此体を見て今は猶豫もなし踏しと矢庭に表戶を蹴放して直ちに闖入せんとする際グヅンと響く砲聲と共に彈丸頭上に飛來りは是れはと閾踏ふ其隙に又一發を放ち置きて南手なる雨戶を蹴破り此處より遁れ出んとするを高坂かソレ逃そなとの聲の下松波か心得たりと跡道懸け已に鍉三郎の襟首に手を懸けんとする機會に鍉三郎は振返り手に持つ拳銃にて松波の胸部を打ちしも松波は尚ほ挫まずして追ひ縋り力を盡して捕へんとするに鍉三郎は叶はしとや思ひけん又も拳銃を一發して松波を討據ゑ其隙何れへか逃亡したるか松波の負傷は幸ひ肋骨左乳の下の皮膚を破りしのみにて二週間程も治療を加ふれは全癒すへしと云ふ右に付き同警察署にては目下尚ほ嚴重に同人の行方搜索中なりとか實に危險千万の話ならずや　（明治廿五年九月廿四日改進新聞）

●身を汚されんとを恐れて身を汚す　近時北海道にては囚徒の脫走頗る多く其筋にても其處置に困しみ居る由なるか此程網走分監拘禁の囚徒三名外役先より逃走したるか是等の惡漢は食を求め衣服を奪はんが爲めに諸處の人家に押し入り亂暴狼藉の擧動を爲すより近村のものは安き思もなかりしか美幌村の長崎某方にては獨り女房は女の身强姦なとされては金にも寶にも代へかたければ直に裏口より逃出つへし又主人の身に怪我なとありては大變なれは是も一所に逃出して其筋へ密告に行き家には只頑是なき小兒のみを殘し置くへし如何に亂暴無慙惡の惡漢と雖よも憐らしき小兒には害を加ふましと覺悟を極め居りしに果せる哉今月上旬一名の囚徒獅子奮迅の勢にて踏み込み來りしか主人某は約束通り逃げ出し妻と聚紛々として鼻向ならす流石の囚徒も手の付け樣なく稽く强姦を思ひ止りせめて是にてもと有り合ふ酒と飯を食ひ荒らして立ち去りたる由細君の頓智古今無二といふへし

（明治廿五年九月廿五日讀賣新聞）

●囚人の工業收入　本縣にては每年十万圓余の監獄費を支出しつゝありて數年前は囚人の工業進まそれゆへ纔かに每年上くる工業の收入は八千圓位にて則ち監獄費に對する八分の收入なりしか去る廿二年頃より年々進歩を來たし殊に昨廿四年度は著しく進歩し同年度に於ける精算に徵するに時は工業錢收入の監獄費に對する一割八分強にして一万八千餘圓の多額を見るに至れりとは是れ全く歸ゴザ工業及び其他諸工業の進歩せしに原因するなりと就ては本年度は尚ほ著しく進歩せし趣なれは工業收入二万餘圓に至るへしと或る當事者か語りたるよし

（明治廿五年九月十日中國民報）

●專門學校新設學課　東京牛込區早稻田なる東京專門學校にては今度大いに學課其他に改良を施し本月より更に政法文の各科に參考課と云へるを新設して科外講義として法學博士鳩山和夫、同和田垣謙三、文學博士坪井九馬三、同重野安繹、同元良勇次郎の諸氏其他の博士學士數十名に其任を嘱託し正課として教授の出來さる學課を課する事とし其課目の大要は政治部にては還轉法日本憲法事實問題、各國中央政府及ひ地方制度、監獄論、地租問題、銀行事務等、法學部にては法律解釋學、比較法理學、證據法原理等、文學部にては東洋哲學、教育學、歷史哲學、歷史攻究法大陸文學史等なりと

（明治廿五年九月六日大坂朝日新聞）



●中野親子獄中の對面　今を距る七年以前即ち明治十八年中野二郎三郎氏幹岡事件につき縲紲の身となり空知集治監に繫がれしが同氏は入獄以來能く護愼な守り司獄官の評判もよし他囚に敬重されて他の龜鑑と稱せらるゝに至りしが氏の捕はるゝ當時妻いよ子との間に十才になる令嬢ありて今年に至り既に七星霜を經令嬢も本年十七才となりたるを以て前埼玉縣撰出衆議院議員清水宗德氏が今回いよ子幷に令嬢を伴ふて來道し過日空知集治監に至りて中野氏に面會させたりと云ふ緒衣を着し七年振りにて故郷の妻子に會ふ二郎三郎氏の心情果して如何なりしか

（明治廿五年九月三日函館新聞）

●送別會　空知分監長入田裁明氏は明治十八年より職を奉ること八年の久しきに亘り獄務に勵勉にして衆望の屬する處なりしが今回轉任さるゝに付き村民阿田武吉野村雄太郎の兩氏發起となり去る二十七日午后四時より市來知角利亭に於て惜別の宴を開きしに出席者は無慮百餘名にして十二分の歡を盡し九時過に至り散會せりと

（明治廿五年八月三十日北海道每日新聞）

## 小說

### 獄事小說　佛老爺

### 龜屋萬年

#### （三）輪廻の羈絆

さて其夜の物思、言はんに言葉なし。左右して目睡けん、搖り覺されて危坐れは、こは甚麼に毋上なり。おそろの髮宛然白銀の如く、窶れたる顏枯れて骨のみ高く、朱をそゝぎたる眼泪に奇しき光を放ち、吐息つく〳〵見入り。三吉。と呼び給ふ悚然さ。免させ給へと頓首は。かゝれとて十三年が其間、涙は拭はし、汗は落さし、其汗其涙、今は紅蓮の氷と成り母が身を劈くとは知ふざるか。と憤ふせ給ふは道理とも。今と云ふ今、ふつつりと志を改めますれは、平に〳〵。と謝罪る頭を礎と蹴つけて。エゝ氣味の惡い唸り樣。と云ふは房頭、さては夢なりしか。此夢の續くあと、三日目の朝、胸の動悸遽に亢り、眼眩んで寸歩も叶はす、役付の看中に負はれて病監に到れは、醫員は心臟病と手重く云ひつゝ、看護夫を呼びて、病室入と命じぬ。

室は疊にして六枚許の板敷、されに疊一枚を入れて我を据ゑたり。我より先に重病者あり、助膜炎とぞいふ。徒然なる同病相憐み、愚や惡事の手柄話。我も花川戶の一條を語れは。末思はるゝ鵜力、欽羨とて蒼に焦燥ち。かゝる業病に罹りもせすは、今頃は娑婆にゐて、うまい酒も飮んだるへきに、つかもねゐ小仕事に、此病根を惹起して。と歎息すること大方ならす。其話聽かしてよと云へは、俯伏たる顏を此方に向けて。去年の冬大阪にて逮補急身となり、巢を替へん東京への途次、宿りたる岡崎の宿、桔梗屋の隣坐敷に有金げなる小僧の寐姿、聲ばしも發てんか一縱と。進む折柄夜番の擊拆。と云ひつゝ遽に僞呻吟、話の筋を絕つたるは、忍ぶとすれと現はれし我面色に或然と察して、言葉を濁す狡計なるか、うぬ遁け

んとて遁すへき、其頗引裂さくれん。と發憤しが。まて！　此先聽かん要あるに、此垂死漢發せはとて、損あつて益はなし。と僅におさめたる枕に響く巡行の靴音。やかて其音過さけれは、彼れは語を繼さ、時を計りて探りし我性根。其金盜まれさらんには、初めより盜ひまし大福餅。思へは憎き此死損め、どうしてくれん。と堪へられぬ齒を辛く咬み止めしも、今は父を尋ねん、大切の身を思へばぞなる。

入るに、晝の疲勞か死人も同然、奪ひし上は無用の永居。と忽ひ出つる裏手の塀を、踏外して頭轉倒、打ちし脾腹か病氣の原因。と盜んて恨む心の闕太さ。胸を撫つて其金の多寡を問へは。壹圓札にて五十枚、封の中なる一通は、流石に哀れ鬼の眼に、涙の種子と裂かんとせしを、共謀者に止められ、程なく就捕縛しかは、手紙も共に領置せられぬ。其後人に語りしに、其人頭を傾けて。必當のあるなれは、我にくれよと望ひに因り。母の書置朝夕に讀みて悔悟の助にせん。と官を瞞着し、其奴にやりしは去年の師走。其奴も病に罹つて往生せしかは、今は如何に成行きしか、……斯かる報一ッても、頓て水場の共葬墓地、折もあらんか三吉殿、たゝ一遍の念佛と、賴むも野夫か、アゝ是非もぬえ。と寐反うちぬ。

輕くして、飛ぶかとぞ思ふ暇もなく、口々に祝ふ數名の兄弟分、新裁の衣服持ちて、帶を解くわり、着さするあり。何事も忘れはてしは、生を隙てし其身も斯くや。憂たしな三界流轉の綱引車、はやくも我を新橋の吐月樓にそ誘ひける。

（つゝく）

疑もなく母上の遺書、さるにても殘念なるは、憨雜具賣りたる金錢のありしまゝ、封たに解かて財布のまゝ守りたる口惜さ、彼時此事知りたらんに、豈夫斯くは腐らさ



己が再び優曇華の花咲かすとも、盲目の龜の浮木に乘て來ふん日まで。

後日の事思はぬかと、心づけられて心着き、恐る〳〵一歩出つれは、いふかしや胸さへ長閑なる青天白日。身は

## 統計

### 明治二十五年七月末各府縣監獄吏員及在監人現在表

| 本支署名 | 監獄官 | 監獄醫 | 教誨師 | 看守 | 女監取締 | 押丁 | 授業師 | 初犯 | 再犯以上ノ四 | 刑事被告人 | 懲治人 | 別房留置 | 携帶乳兒 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 警視廳監獄 | 三 | 四 | 一 | 六六 | 四 | 四四 | 一 | 六 | 一〇 | 七〇九 | 一 | 五三 | 四 |
| 市ヶ谷支 | 三 | 四 | 二 | 二〇四 | 一 | 六〇五 | 一〇 | 七三 | 七三 | 一 | 二四 | 一七 | 三 |
| 石川島支 | 三 | 四 | 二 | 二四二 | 一 | 四二〇 | 一、九六 | 九三〇 | 一 | 一 | 九 | 二 | 一 |
| 京都府監獄 | 二六 | 五 | 二 | 九二一三 | 六 | 四七三 | 六六四、〇六四 | 一五〇 | 二〇 | 四七 | 一九 | | |
| 宮津支署 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 八七 | 一五六 | 四四 | 二 | | |
| 伏見支署 | 一 | 一 | 三 | 二 | 五 | 一 | 二 | 一 | 一 | 五 | 一 | | |
| 園部支署 | 一 | 一 | 三 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | | |
| 福知山支 | 一 | 一 | 三 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 | 一 | | |
| 大坂府監獄 | 二一 | 七 | 六三三 | 三六一七 | 八六 | 二一、〇七七 | 一、六四四 | 三六九 | 一 | 五八一 | 二五四〇九 | 四〇 | |
| 堺支署 | 二 | 二 | 一 | 七一 | 六四 | 二六 | 一一 | 三六九 | 一 | 一〇 | 二 | 二 | |
| 兵庫縣監獄 | 三 | 三 | 二 | 三一〇 | 九 | 一九 | 一 | 六八五 | 六〇八 | 三〇五 | 三九 | 一〇五 | 一六 |
| 姫路支署 | 五 | 二 | 一 | 七〇 | 三 | 六 | 一 | 二六〇 | 三三三 | 五二 | 七 | 一〇 | 八 |
| 豊岡支署 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 六六 | 二三 | 一 | 一 | 二 |
| 洲本支署 | 一 | 一 | 一 | 一四 | 四 | 六 | 一 | 五二 | 九三 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 笹山支署 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 四 | 一 | 二四 | 五三 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 龍野支署 | 一 | 一 | 一 | 三 | 二 | 四 | 一 | 一六 | 二〇 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 群馬縣監獄 | 一〇 | 三 | 二 | 五六 | 二 | 九〇 | 五 | 四八五 | 二九七 | 七四 | 三 | 七 | 五 |
| 高崎支署 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 七八 | 一 | 二 | 二 |
| 太田支署 | 一 | 一 | 一 | 六 | 一 | 五 | 一 | 一七 | 三三 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 千葉縣監獄 | 九 | 三 | 一 | 五七 | 八 | 二 | 八七 | 四 | 三五三 | 二三九 | 四 | 二 | 二 |
| 福岡支署 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 四 | 一 | 七〇 | 四九 | 八七 | 一 | 一 | 一 |
| 木更津支 | 二 | 一 | 一 | 九 | 二 | 三 | 一 | 四五 | 三七 | 四〇 | 一 | 一 | 一 |
| 茨城縣監獄 | 九 | 四 | 一 | 五二 | 六 | 三 | 一 | 三四七 | 三〇二 | 六三 | 七 | 一五 | 二 |
| 土浦支署 | 二 | 二 | 一 | 一九 | 二 | 二 | 一 | 七二 | 一〇三 | 四二 | 五 | 二 | 一 |
| 下妻支署 | 一 | 一 | 一 | 一四 | 一 | 二 | 一 | 八五 | 八五 | 二三 | 一 | 一 | 一 |
| 栃木縣監獄 | 九 | 二 | 一 | 七一 | 二 | 五 | 一 | 二九四 | 七八 | 四 | 二 | 一 | 三 |

| 本支署名 | 監獄官 | 監獄醫 | 教誨師 | 看守 | 雇 | 女監取締 | 押丁 | 授業師 | 初犯囚 | 再犯以上ノ囚 | 刑事被告人 | 懲治人 | 別房留置 | 携帶乳兒 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃木支署 | 一 | 一 | 一 | 八 | 一 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一 | 五〇 | 一 | 一 | 一 |
| 三重縣監獄 | 六 | 四 | 二 | 五〇 | 六 | 一 | 八一 | 二 | 二七二 | 三九三 | 一 | 四 | 一三 | 一 |
| 津支署 | 一 | 一 | 一 | 一二 | 一三 | 一 | 一六 | 一 | 四四 | 一七 | 一〇〇 | 一 | 一 | 四 |
| 山田支署 | 二 | 二 | 二 | 二三 | 二 | 一 | 三一 | 二 | 一〇九 | 二〇五 | 一九 | 五 | 一 | 一 |
| 四日市支 | 一 | 一 | 一 | 一三 | 二 | 一 | 一九 | 一 | 五五 | 一一六 | 二九 | 一 | 一 | 一 |
| 上野支署 | 一 | 一 | 一 | 一二 | 一 | 一 | 一二 | 一 | 一二 | 五三 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 岐阜縣監獄 | 一〇 | 三 | 二 | 七九 | 二四 | 五 | 五一 | 三 | 二六九 | 四九〇 | 一一三 | 四 | 一 | 七 |
| 大垣支署 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一 | 一 | 八 | 一 | 二八 | 三四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 高山支署 | 一 | 一 | 一 | 五 | 一 | 二 | 四 | 一 | 八 | 一七 | 二五 | 一 | 一 | 一 |
| 宮城縣監獄 | 七 | 三 | 二 | 七四 | 九 | 一 | 五〇 | 六 | 四七三 | 二七一 | 二六一 | 二 | 五 | 五 |
| 石卷支署 | 一 | 一 | 一 | 五 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一三 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 古川支署 | 一 | 一 | 一 | 五 | 一 | 一 | 三 | 一 | 七 | 一 | 二六 | 一 | 一 | 一 |
| 福島縣監獄 | 六 | 四 | 一 | 四一三 | 二 | 一 | 四一 | 三 | 三三五 | 三三九 | 五九 | 二 | 一六 | 一 |
| 若松支署 | 一 | 一 | 一 | 一四 | 一 | 一 | 一八 | 一 | 九二 | 一〇六 | 六九 | 三 | 三 | 三 |
| 平支署 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一 | 一 | 一三 | 一 | 四六 | 二〇 | 二三 | 一 | 一 | 一 |
| 白河支署 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一 | 一 | 一五 | 一 | 四五 | 三七 | 二七 | 一 | 一 | 一 |
| 中村支署 | 一 | 一 | 一 | 六 | 一 | 一 | 六 | 一 | 一〇 | 一八 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 山形縣監獄 | 八 | 二 | 二 | 五八一七 | 二 | 一 | 四〇 | 六 | 一七八 | 二八二 | 二一 | 二 | 一 | 一 |
| 米澤支署 | 一 | 一 | 一 | 二三 | 一 | 一 | 四 | 一 | 四七 | 二六 | 一〇 | 一 | 一 | 一 |
| 新庄支署 | 一 | 一 | 一 | 三 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 五 | 四 | 一 | 一 | 一 |
| 鶴岡支署 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一 | 一 | 四 | 一 | 二五 | 二三 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 酒田支署 | 二 | 一 | 一 | 三 | 二 | 一 | 二 | 一 | 三 | 三 | 二 | 一 | 一 | 一 |

| 本支署名 | 監獄官 | 監獄醫 | 教誨師 | 看守 | 雇 | 女監取締 | 押丁 | 授業師 | 初犯囚 | 再犯以上ノ囚 | 刑事被告人 | 懲治人 | 別房留置 | 携帶乳兒 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石川縣監獄 | 八 | 一 | 二 | 一四 | 六 | 二 | 一四 | 二 | 二九 | 四五 | 六二 | 三 | 二 | 一 |
| 小松支署 | 八 | 二 | 一 | 二七 | 七 | 二 | 二五 | 二 | 一〇七 | 二〇〇 | 三 | 一 | 一一 | 五 |
| 七尾支署 | 四 | 一 | 一 | 八 | 六 | 二 | 九 | 一 | 二〇 | 二七 | 二三 | 一 | 一 | 一 |
| 島根縣監獄 | 八 | 四 | 二 | 四一 | 二 | 六 | 六三 | 七 | 一六一 | 四三二 | 四〇 | 三 | 九 | 二 |
| 濱田支署 | 二 | 三 | 一 | 一六 | 三 | 二 | 二五 | 三 | 六一 | 一四六 | 四八 | 一 | 四 | 二 |
| 西郷支署 | 二 | 二 | 一 | 一三 | 二 | 二 | 二〇 | 二 | 六二 | 六六 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 赤間關支 | 二 | 一 | 一 | 一〇 | 二 | 一 | 一四 | 一 | 三六 | 五〇 | 二九 | 一 | 一 | 一 |
| 岩國支署 | 二 | 一 | 一 | 一〇 | 二 | 一 | 二〇 | 一 | 五九 | 一一三 | 一六 | 一 | 一 | 一 |
| 萩支署 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 |
| 香川縣監獄 | 八 | 三 | 二 | 九六 | 八〇 | 一四二 | 一 | 三六二 | 一 | 一 | 一五〇 | 四 | 七 | 一九 |
| 丸龜支署 | 二 | 二 | 二 | 二〇 | 二 | 三 | 二五 | 一 | 七六 | 二四 | 四四 | 二 | 三 | 二 |
| 愛媛縣監獄 | 八 | 三 | 一 | 六三 | 七 | 五 | 九三 | 三 | 四三七 | 五九〇 | 一〇一 | 二 | 一 | 一〇 |
| 宇和島支 | 二 | 一 | 一 | 一五 | 二 | 二 | 三二 | 一 | 八〇 | 二〇〇 | 三二 | 一 | 三 | 一 |
| 西條支署 | 一 | 一 | 一 | 五 | 一 | 一 | 六 | 一 | 一二 | 一〇 | 二 | 一 | 三 | 一 |
| 高知縣監獄 | 一〇 | 三 | 一 | 七九 | 六 | 二 | 六三五 | 六 | 四〇一 | 一七二 | 一四八 | 四 | 一九 | 四 |
| 中村支署 | 一 | 一 | 一 | 九 | 一 | 一 | 一三 | 一 | 四〇 | 五八 | 一二 | 一 | 一 | 一 |
| 佐賀縣監獄 | 九 | 二 | 一 | 三二 | 七 | 三 | 四六 | 三 | 二四〇 | 一六七 | 七六 | 二 | 一三 | 一 |
| 唐津支署 | 一 | 一 | 一 | 六 | 一 | 一 | 九 | 一 | 二九 | 二三 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 沖繩縣監獄 | 七 | 一 | 一 | 一七 | 八 | 二 | 一七 | 四 | 四七 | 一〇七 | 五 | 一 | 一 | 一 |
| 三池集治監 | 一七 | 二 | 二三 | 二三六 | 一 | 一 | 一 | 七 | 八六六 | 七六〇 | 一 | 一 | 一 | 一 |

## ●監獄書籍廣告●

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

### ○英國ペントンヴィル獄事情

全壹冊　代價郵稅共金二拾八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ペントンヴィル獄」ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル聞クトコロニ依レハ目下巢鴨池袋ニ建築セラルヽ新監獄モ專ラ此ペントンヴィル獄ノ構造ヲ基礎トセラルヽト云ヘハ獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯

### ○歐米監獄事情

第十冊迄既刊

壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢

本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラサル參考書ナリ

佐野尚君譯

### ○佛國監獄改良論

下　卷　代價郵稅共
全壹冊　金二拾八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ノ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顚末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

兵庫縣書記官小野田元熙先生著

### ○泰西監獄問答錄

全壹冊　代價郵稅共
金七拾五錢

佐野尚君譯

### ○佛國監獄改良論

上　卷　代價郵稅共
全壹冊　金二拾八錢

神谷彦太郎君譯

### ○華氏監獄論

全壹冊　代價金四拾錢

佐野尚君譯

### ○萬國議事提要

全壹冊　代價金六拾錢

神谷彦太郎君纂述

### ○英國獄事問答

全壹冊　代價金五拾錢

右問答錄以下五書ハ賣切ニテ目下絕版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠クヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ豫約ノ便法ヲ設ケ申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下度候

東京市牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年九月

臨池書院

## ●監獄教誨

定價金六錢（毎月廿五日出版）

右第一編來る十月十五日までに再版出來上り候に付御入用の方は至急御申込下され度猶第二編は定日通り本月廿五日出版仕候此段廣告候也

東京々橋區築地三丁目眞光寺内

大日本監獄教誨師通信所